

2026年1月6日

独立行政法人情報処理推進機構 御中

調査報告書

第三者調査会

目 次

第 1 調査に至る経緯等	3
第 2 当調査会の構成等	3
第 3 本件調査の方法等	4
1 調査期間及び基準日	4
2 ヒアリング対象者	4
3 関係資料の精査	4
第 4 背景事情	5
1 IPA・情報処理技術者試験の概要及びこれまでの調達の経緯	5
2 調達の適正性を担保するための仕組み	11
3 不正が発生した場合の対応に関する仕組み	16
4 コンプライアンスに係る教育・研修	18
5 監査制度	19
第 5 疑義事案の概要とその評価	20
1 入札①に関する主な疑義について	20
2 入札②に関する主な疑義について	26
3 入札③に関する主な疑義について	28
4 小括	38
第 6 当調査会の提言	39
1 外部業者との付き合い方について	39
2 技術審査等における手続の遵守について	40
3 参考見積の徵取・予定価格設定の際の IPA 各部・業者間の情報共有について	40

第1 調査に至る経緯等

独立行政法人情報処理推進機構(以下「IPA」という。)は、2025年6月以降、外部から、IPAが同年3月10日に入札公告を行い、同年5月16日に開札した「情報処理技術者試験等のCBT方式等による試験実施業務」に係る入札等について、コンプライアンス上の疑義がある旨の情報提供を受けた。この2025年3月開札の入札においては、甲社(第4の1(3)で後述するとおり、従前、乙社とともに業務に当たっていた。)及び丙社が応札し、丙社が落札したところ、疑義の内容は、IPAが、当該入札等に関し、丙社に落札させるため不当な関与等をしたのではないかなどというものであった(疑義の詳細は下記第5以下参照)。

これを受け、IPAは、顧問弁護士とも相談をしつつ、内部調査、検討を進めた結果、2025年10月9日、国民への説明責任を果たすため、独立した外部の専門家による公正性及び透明性が担保された形での調査を実施すべきとの判断に至り、IPAと利害関係を有しない、独立した第三者で構成される調査会(以下「**当調査会**」という。)を設置した。

第2 当調査会の構成等

当調査会は、下記の3名で構成される。村上委員が、会計検査院在職中の一部期間において、IPAを含む全独立行政法人について検査を実施すべき立場にあったほかは、いずれも、これまで、IPAとの間で、契約関係にあったことはなく、利害関係を有しない。

代表委員 寺脇一峰 弁護士(シン・ベル法律事務所)、元大阪高等検察庁検事長
委 員 村上英嗣 元会計検査院第1局長、前神奈川県代表監査委員
委 員 宮本 聰 弁護士(西村あさひ法律事務所・外国法共同事業)、元東京地方検察庁検事

当調査会は、調査を実効的に遂行するため、外部法律専門家である西村あさひ法律事務所・外国法共同事業に所属する弁護士¹を調査補助者として起用した。

当調査会がIPAから委嘱を受けた事項は、情報処理技術者試験関連の主要な契約・調達案件のうち、外部から疑義が呈された案件及び当調査会が必要と判断した案件の調査等である。

なお、当調査会は、上記のとおり独立した外部有識者により構成、実施されるものであり、おおむね日本弁護士連合会の「企業等不祥事における第三者委員会ガイドライン〔2010

¹ 高原誠、中村洋輔、澤井雅登、小谷太郎

年 12 月 17 日改訂]」(以下「**日弁連ガイドライン**」という。)に従った調査等を行った²。

第 3 本件調査の方法等

1 調査期間及び基準日

当調査会は、2025 年 10 月 9 日から本件調査を開始した。本報告書は、当調査会が本報告書の作成日付である 2026 年 1 月 6 日までに行った調査結果等をまとめたものであり、今後、新たな事実等が判明した場合には、その結論等が変わる可能性がある。

2 ヒアリング対象者

当調査会は、調査期間中、IPA 関係者(一部退職者を含む)及び入札関係企業(甲社、乙社及び丙社)関係者合計 20 名³に対し、対面でのヒアリング調査を実施した。

3 関係資料の精査

当調査会は、IPA から関係資料の提供を受け、その内容を精査・検証した。関係資料には、例えば、IPA の規程類、組織図、入札に関する資料、内部調査結果、IPA 職員の電子メールのデータ等が含まれる。また、電子メールのデータの一部については、デジタル・フォレンジック業者を起用し、データの復元可否も検討した上で、調査対象となった入札に関するやり取りを行っている可能性のある人物が送受信したメール及び添付ファイル 2,131,731 件のうち、期間、送受信先等を絞り込んで抽出したデータ 5,847 件を精査・検証した。

さらに、当調査会は、甲社、乙社及び丙社から、入札関連資料等の提供を受け、それについても精査・検証を行った。

² 日弁連ガイドラインに準拠した第三者委員会としているのは、調査の結果判明した事実が、並行して運用されている情報処理技術者試験に係る業務に影響を与えるものであり、適時に IPA に伝えることが公益性の確保等の観点から望ましいと当調査会が判断した場合に、調査の客觀性・公正性を確保した上で、IPA に当該事実に係る情報を共有することができることを考慮したためである。ただし、調査の過程において、こうした情報共有をしたことはない。

³ 一部の関係者については、複数回ヒアリングを実施している。

第4 背景事情

1 IPA・情報処理技術者試験の概要及びこれまでの調達の経緯

(1) IPA の概要

IPA は、プログラムの開発及び利用の促進、情報処理に関する安全性及び信頼性の確保、情報処理システムの高度利用の促進、情報処理サービス業等を営む者に対する助成等並びに情報処理に関して必要な知識及び技能の向上に関する業務を行うことにより、情報処理の高度化を推進することを目的として、2004 年 1 月に設立された独立行政法人である(情報処理の促進に関する法律(以下「**情報処理促進法**」という。)34 条ないし 36 条)。

IPA には、経営企画センター、デジタルアーキテクチャ・デザインセンター、デジタル基盤センター、デジタル人材センター、セキュリティセンター及び産業サイバーセキュリティセンターの各センターが、各センターの直下等に部⁴が、部の下にグループがそれぞれ設置されている。IPA は、情報処理促進法に基づいて情報処理技術者試験の実施に関する事務(以下「**技術者試験事務**」という。)を行っているところ、これを担当する部署はデジタル人材センター人材スキルアセスメント部(同部は、IT 人材育成センター国家資格・試験部などの名称であった時期もあるが、以下、時期を問わず「**試験部**」という。)である。試験部には、現在、管理グループ、システムグループ、実施グループ、作成グループ、登録・講習グループ及び国際グループが置かれており、技術者試験事務を担っているのは、主に、試験問題の作成を担当する作成グループ、試験の実施・運用を担当する実施グループ、試験システムの管理を担当するシステムグループ、及び、広報、調達などを担う管理グループである。

(2) 情報処理技術者試験の概要

情報処理技術者試験は、情報処理促進法に基づき、経済産業大臣が行う、情報処理に関する業務を行う者としての知識及び技能が一定以上の水準であることを認定する国家試験である(情報処理促進法 26 条 1 項)。

技術者試験事務は、情報処理促進法に基づき、IPA が行っている(情報処理促進法 26 条 2 項)。

情報処理技術者試験には、受験者の IT との関わり方及び求められる知識・技能に応じ、以下の区分がある(下図は IPA の WEB サイト⁵に掲載された試験の全体図である)。

⁴ 部には、センターの直下に設置されるもののほか、センターから独立したものとして、内部監査部及び監事監査部が設置されている。

⁵ <https://www.ipa.go.jp/shiken/kubun/list.html>



ア IT 利活用する者向けの試験

- IT パスポート試験(以下「**IP 試験**」という。)
- 情報セキュリティマネジメント試験(以下「**SG 試験**」という。)

イ 情報処理技術者向けの試験

(ア) 基本的知識・技能を問うもの

- 基本情報技術者試験(以下「**FE 試験**」という。)

(イ) 応用的知識・技能を問うもの

- 応用情報技術者試験(以下「**AP 試験**」という。)

(ウ) 高度な知識・技能を問うもの(以下「**高度試験**」という。)

- IT ストラテジスト試験
- システムアーキテクト試験
- プロジェクトマネージャ試験

- ・ ネットワークスペシャリスト試験
- ・ データベーススペシャリスト試験
- ・ エンベデッドシステムスペシャリスト試験
- ・ IT サービスマネージャ試験
- ・ システム監査技術者試験
- ・ 情報処理安全確保支援士試験⁶

ウ 応募者数

情報処理技術者試験は、年間約 74.2 万人が応募する国内最大の国家試験である。

2024 年度の試験区分毎の応募者数は以下のとおりである。

IP 試験	年間約 30.9 万人
SG 試験	年間約 4.5 万人
FE 試験	年間約 15.7 万人
AP 試験	年間約 12.1 万人
高度試験	年間約 10.9 万人

(3) 情報処理技術者試験に係るこれまでの調達について

ア IP 試験の CBT 化

IPA は、2004 年 1 月の設立以降、全ての情報処理技術者試験を紙ベースの試験方式(以下「PBT」という。)で実施していたが、2011 年に、情報処理技術者試験の中で最も受験者数が多かった IP 試験のみを、国家試験として初めて、会場に設置されたコンピュータを使って実施する試験方式(以下「CBT」という。)で実施するようになった。

2011 年の IP 試験の CBT 化に当たっては、入札の結果、甲社が試験システムの開発と運用を受注した。甲社は CBT による試験の実施に必要な試験会場を自ら運営していなかったため、当初は別の業者が甲社から再委託を受けて試験会場の運営を担当していた。その後、この業者が試験会場の運営事業から撤退し、代わって乙社が甲社から再委託を受けて試験会場の運営を担うようになった。

⁶ 情報処理安全確保支援士は、電子計算機を利用する事業者その他の電子計算機を利用する者によるサイバーセキュリティの確保のための取組に関し、サイバーセキュリティに関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うとともに、必要に応じその取組の実施の状況についての調査、分析及び評価を行い、その結果に基づき指導及び助言を行うことその他事業者その他の電子計算機を利用する者のサイバーセキュリティの確保を支援することを業とする者であり、情報処理安全確保支援士試験に合格することでその資格を得られる(情報処理促進法 3 条、4 条、6 条)

イ SG 試験及び FE 試験の CBT 化、暫定的 CBT の課題等

上記のとおり IP 試験を CBT 化した後、IPA は、IP 試験については通年実施し⁷、IP 試験以外の⁸情報処理技術者試験を、春期(4 月)及び秋期(10 月)の年 2 回、PBT で実施していた。しかし、2020 年、新型コロナウイルス感染症の影響により、PBT の試験会場として利用していた大学が閉鎖されるなどしたため、試験会場を十分に確保することができず、同年秋期(10 月)に実施を予定していた PBT の試験の実施が困難となった。IPA は、情報処理技術者試験を安定的に実施するため、急遽、PBT で実施していた試験のうち受験者数が多かった SG 試験及び FE 試験について、全受験者を同じ日時で一斉に受験させるための大規模な試験会場の確保が必要な PBT から、全受験者を一斉に受験させる必要がなく、試験日時を柔軟に設定することができ、その分試験会場の確保が比較的容易な CBT に移行し、秋期に実施する予定であった試験を 2020 年 12 月から 2021 年 3 月の間に実施することとした。そして、その旨を 2020 年 9 月 18 日に公表した。

経済産業省において、2020 年 12 月までに SG 試験及び FE 試験を CBT に移行するため、既存の受付システムや会場を使って運営することが可能と思われた複数社への確認を実施したところ、同月までの短期間で対応可能である旨回答したのは従前から PBT の会場運営を担っていた乙社のみであった。

そこで、IPA は、2020 年 10 月、乙社に対し、随意契約の方式で、「情報セキュリティマネジメント試験及び基本情報技術者試験の CBT 方式による試験実施業務」(契約期間：2020 年 10 月 1 日から 2022 年 9 月 30 日)を特命発注した。

なお、CBT は、システム内にストックした大量の問題⁹から受験者ごとに試験の難易度が同程度になるよう問題を抽出してコンピュータに表示させることで、全受験者が同一日時に一斉に受験するのではなく、適宜の日時に随時受験することが可能となる。しかし、この時点での SG 試験及び FE 試験の CBT 化は、上記のとおり新型コロナウイルス感染症の流行により PBT が困難となった状況で急遽準備を進めた措置であり、通年実施を可能とするだけの問題数を作成するだけの時間的猶予がなかったなどの事情から、IP 試験のような通年実施ではなく、従前 PBT を実施していた春期及び秋期の一定の期間に実施するという暫定的なものであった。

そして、上記のとおり急遽準備を進めて実施した CBT での FE 試験・SG 試験では、以下のとおり問題も発生した。すなわち、CBT 化により、全受験者が一斉に受験する PBT と異な

⁷ PBT では、紙に印刷された試験問題を試験会場に準備し、全受験者が試験会場で同じ日時に一斉に試験を受けるのが基本であった。CBT では、大量の試験問題をシステムに登録しておき、その中から受験者ごとに難易度が同程度になるように抽出した問題をコンピュータ上に表示させる方法をとることで、受験者が年間を通して適宜の時期に受験することができるようになる。

⁸ IP 試験についても、身体の不自由等により CBT 方式での受験が困難な受験者のための特別措置試験として、PBT での実施を継続しており、これについては、PBT で実施していたほかの区分の試験と同様、春期(4 月)及び秋期(10 月)の年 2 回実施していた。

⁹ この大量の問題のストックは、アイテムバンクと呼ばれる。

り、受験者が春期及び秋期の一定の期間内の適宜の日時に受験することを可能としたものの、問題のストックが十分ではなく、過去に出題した問題を再利用せざるを得なかつたため、受験した者が出題された内容を SNS に投稿するなどし、受験者がそれをもとに受験対策をとるという事態が生じた。そうしたこともあるてか、従来の FE 試験の合格率の平均は 22.1% であったのに対し、2021 年 1 月の FE 試験では 57.9% に上昇した。また、過去 5 年間の SG 試験の合格率の平均は 49.9% であったのに対し、2020 年 12 月の SG 試験では 66.6% に上昇した。このように試験合格率が異常に上昇したことで、試験に対する社会的信頼の喪失が危惧されることとなった。また、CBT への移行期間が短期間であったこともあり、乙社が運営するシステムにトラブルが多発したところ、IPA の中には、乙社がシステム改修につき国内のみで迅速な対応が取りにくくなどの課題認識を抱く者もいた。

ウ 2022 年 4 月開札の入札(以下「入札①」という。)

このように、IPA は、新型コロナウイルス感染症の流行を契機に、暫定的に FE 試験・SG 試験を CBT で実施した。その一方で、2020 年 9 月 18 日に SG 試験及び FE 試験の CBT での実施を公表した際、「新型コロナウイルス感染症対策を前提とした『新たな日常』を踏まえた試験の在り方を抜本的に再検討し、2 年後を目途に、新方式への移行を目指します。」として、将来的な CBT の本格的な実施や、インターネットを使って、受験者が自宅に居ながらにして受験することができる試験方式(以下「IBT」という。)の導入も見据えていた。そこで、IPA は、上記の問題を克服し、暫定的な CBT を脱却して本格的に CBT の通年実施を可能にするとともに、IBT の導入などについて準備を進めることとした。

このとき、IPA は、CBT の本格実施と IBT の導入に向けた準備を別のベンダーに発注すると、将来的に CBT と IBT が異なるベンダーにより運営されることになり、受験者は、試験方式によって異なるベンダーが運営する申込みシステムからの申込みを余儀なくされるなど不便であることや、ベンダーの管理コスト等の観点から、1 つのベンダーに CBT 及び IBT の双方をまとめて委託することを検討した。

IPA は、2021 年 3 月頃から複数のベンダーへの確認・見積依頼を行い、その結果、丙社には、CBT での試験実施に必要な IRT 理論¹⁰への理解があり、国内での IBT の実績もあったことなどを踏まえ、2021 年 9 月 9 日、丙社との間で秘密保持契約書を締結し、丙社の協力を得ながら、調達に向けた仕様の検討を開始した。

IPA は、上記のとおり丙社の協力を得つつ仕様の検討を進め、2022 年 3 月 18 日、IBT 化の実証試験及び CBT の本格実施で想定している要件に基づく初期整備のほか、2022 年 9 月で契約期間の満了を迎える予定であった、PBT で実施していた試験のインターネット願書

¹⁰ IRT 理論(Item Response Theory、項目反応理論)とは、テスト項目に対する受験者の回答から、受験者の能力や項目(問題)の特性を分析する理論である。個々の問題について受験者の能力と正答率の関係を分析することができ、その結果を用いることで、大量の問題をストックしたアイテムバンクから受験者ごとに難易度が公平になるように出題する問題を選定することができる。

受付サービスを内容とする入札(総合評価落札方式。同方式については、後述する。)の公告をした。

この調達は CBT の本格実施をも見据えたものであり、上記のとおり CBT と IBT をまとめて同じベンダーに委託することが想定されたため、IPAにおいては、当初、CBT や IBT の本格実施に係る業務をもこの調達の対象とすることを検討していた。しかしながら、経済産業省と協議しながら準備を進める過程で、IBT の実証実験については、経済産業省の補助金を利用して実施することが予定されており、試験勘定¹¹によることとなる CBT の本格実施に係る業務とは財源が異なること、また、IBT について本格実施に進むか否かは実証実験の状況を踏まえて検討する必要があったことから、補助金を受給して行う IBT の実証実験及び CBT の本格実施に向けた初期整備等を内容とする入札①と、その後の CBT や IBT の本格実施を内容とする調達は分けて実施することとなった。以上の経緯で、入札①は 2022 年 3 月に公告、同年 4 月に開札という日程で実施され、これと別に、CBT や IBT の本格実施を内容とする入札が、2022 年 11 月に公告、同年 12 月に開札という日程で実施されている(以下、後者を「**入札②**」という。)。

このように、入札①と入札②が別個の調達として実施されることとなった一方で、入札②が対象とする CBT や IBT の本格実施は、入札①が対象とする IBT の実証実験や CBT の本格実施に向けた初期整備を前提とするものであり、入札②については、一般競争入札を実施しても、入札①の落札者の一者応札になる可能性が高いのではないかと考えられた。そこで、IPA は、入札①の仕様書や入札説明会で、入札①で委託する業務が入札②で委託する業務と連続したものであることを説明することとし、例えば、入札①の入札説明会では、「本件は IBT の実証と、本格的試験の実施を想定した要件に基づく初期整備を実施するものです。」「初期整備については、本件の実証の結果、本格的試験の実施が可能と IPA が判断した場合に、なるべくそのまま本番運用が行えるよう、必要なカスタマイズ等を本調達で行っていただきます。」などと説明し、仕様書でも、本格的試験業務で想定している要件に基づく初期整備を求めていた。

入札①では、乙社及び丙社が応札し、丙社が落札した。

エ 入札②

入札②は、上記の経緯で切り分けられた、2023 年 1 月以降に受付を行う PBT で実施する試験(IP の特別措置試験、AP 試験、高度試験及び情報処理安全確保支援士試験)及び 2023 年 4 月から CBT での通年実施を開始する FE 試験及び SG 試験の CBT の本格実施等を主な内容としつつ、2022 年 10 月 14 日に丙社から提出された IBT の実証実験の中間報告の結果を受け、将来の IBT の本格実施の可能性も見据えたものであった。入札②は、2022 年 11 月に

¹¹ IPA の経理は、情報処理促進法 50 条の規定に基づき、一般勘定、事業化勘定、試験勘定及び地域事業出資業務勘定に区分されており、このうち試験勘定は、情報処理技術者試験や情報処理安全確保支援士試験等の業務に係る経理である。

公告され、同年 12 月に開札された。

入札②は総合評価落札方式で実施され、乙社及び丙社が応札し、丙社が落札した。

オ 2025 年 5 月開札の入札(以下「入札③」という。)

以上の経緯で、IP 試験については甲社及びその再委託先である乙社が、FE 試験及び SG 試験の CBT 並びに PBT で実施されていた AP 試験及び高度試験の受付については丙社が、それぞれ運営するに至っていた。

このように、試験区分によって発注先のベンダーが別々であったため、IPA にとっては、ベンダー二者を管理するコストが生じることとなっていたほか、受験者にとっては、IP 試験とそれ以外の試験とでベンダーが異なるため、同じ IPA が実施する試験であるのに、予約等に用いる ID が別に必要となっていた。

IPA は、2025 年 1 月頃、2026 年 5 月から 6 月にかけて IP 試験についての甲社との契約及び FE 試験・SG 試験等についての丙社との契約が同時期に終期を迎えることから、ベンダー管理やシステム開発のコスト削減とともに、受験者が IPA の試験について共通の ID を使用できるようすることなどにより利便性を向上させるため、IP 試験、FE 試験及び SG 試験について、一つのベンダーにまとめて発注することとした。

この入札は総合評価落札方式で実施されており、2025 年 3 月に公告され、甲社及び丙社が応札し、丙社が落札した。

2 調達の適正性を担保するための仕組み

IPA においては、調達を適正に行うため、以下のとおり、会計規程等の規程類やマニュアル¹²において手順を定めるとともに、各プロセスにおいて、財務部が、当該調達を行おうとする事業部門(以下「原課」という。)から相談を受け、又は原課が検討する調達の方式や書面のチェックなどをすることとされている。

以下は、主に本件で問題になっている総合評価落札方式による一般競争入札を念頭に、IPA の規程類やマニュアルが定める手続について記載する。

(1) 調達(契約)の方式について

IPA における調達は、国や地方公共団体の調達と同様、以下の例外に該当する場合を除き、一般に公告して競争に付きなければならない(一般競争入札によらなければならない)こととされている。

例外の 1 点目は指名競争契約による場合で、契約の性質又は目的により競争に加わるも

¹² IPA の職員全般に向けた契約事務に関するマニュアルのほか、財務部内限りのマニュアルがある。

のが少数で一般競争に付する必要がない場合などは、一般に公告することなく、指名競争契約によることができる。

例外の 2 点目は随意契約による場合で、以下の事由に該当する場合に限り認められている。

1. 契約の性質又は目的により契約の相手方が特定しているため、その者と契約を締結しなければその目的が達せられないとき
2. 緊急を要する場合で、競争に付す暇がないとき
3. 以下の理由により競争に付することが不利であるとき
 - ① 現に契約履行中の工事、製造又は物品の買入れ等に直接関連する契約を現に履行中の契約者以外の者に履行させることが不利であること
 - ② 随意契約によるときは、時価に比べて著しく有利な価格をもって契約することができる見込みがあること
 - ③ 急速に契約をしなければ、契約をする機会を失い、又は著しく不利な価格をもって契約をしなければならないこととなるおそれがあること
4. 競争に付しても入札者がいるとき又は再度の入札に付しても落札者がいるとき
5. 以上のはか、以下に該当するとき
 - ① IPA の行為を秘密にする必要があるとき
 - ② 官公署と契約するとき
 - ③ 予定価格等が調達の対象となる物品・役務の対象ごとに定められた一定の価格を超えないとき
 - ④ 運送又は保管をさせるとき
 - ⑤ 外国で契約をするとき

一般競争入札又は指名競争入札による場合の落札者は、基本的に、予定価格の制限の範囲内で、購入等 IPA の支出を伴うものにあっては最低の価格、売却等 IPA の収入を伴うものにあっては最高の価格をもって申込みをした者とすることとされている(購入等については「最低価格落札方式」)。ただし、調達の性質・目的によっては、価格その他の条件が IPA にとって最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とすることができます。具体的には、民間事業者等の持つ技術力や創意工夫等を活かしながら、低価格高品質の調達を実現するための手法として、総合評価落札方式、すなわち、応札者の提案内容と価格を総合的に評価して落札者を決定する方法が用いられる。

(2) 仕様の検討、参考見積の徴取及び予算額の策定について

IPA において調達を行うに当たっては、まず、原課において、仕様書を作成するとともに、予算額を決めることが必要になる。

調達の内容が原課においても新たな試みであり、知見がない場合には、仕様書の作成の段階で外部の業者の協力を求めることがある。

また、予算額を決めるに当たっては、その時点での仕様書案を業者に開示し、参考見積書¹³の提出を求める。IPA のマニュアルでは、このとき業者に開示する仕様書案については、あらかじめ財務部と調整することとされている。また、一般競争入札や指名競争入札による場合には複数の業者(基本的に 3 者以上)に参考見積書の提出を求めることが、業者とのやりとりに当たって予算額を推測させることがないように留意すること、参考見積の微取の過程で仕様書案の変更を行った場合などには、重要な情報が隠れた状態になることで当該参考見積を微取した事業者以外の事業者に不利益が生じないよう留意すること、などが記載されている。

調達の予算額は、提出を受けた参考見積を参考に、原課において策定する。予算額は、文字どおりその調達において確保される予算の額を画するもので、後述する予定価格は予算額の範囲内で決められることになる。

(3) 役員会等における審議について

原課において、調達の方式を定め、仕様書を作成し、参考見積の提出を受けて予算額を策定すると、調達の実施について IPA としての意思決定をするための審議が行われる。審議は、予算額の規模に応じて、役員会、理事への案件説明、総務企画部長への案件説明の形式で行われる。

審議に先立って、原課において、財務部に相談するとともに、資料の確認を受けることとされている。財務部は、調達の方式が適切か、参考見積は仕様書の最終版に基づいて複数者から適切に微取されているか、納期が業者において履行可能なものに設定されているか、仕様書の記載が特定の業者が受注することを念頭に置いたものになっていないか、などをチェックすることとされている。

このような財務部による確認や IPA としての意思決定のための審議を経て、調達を実施することやその予算額等が決められる。

予算額については、対外的に漏らしてはならない情報であるとされているが、当調査会におけるヒアリングでは、役員会での審議が行われた場合、役員会の資料には予算額が記載されるほか、その根拠となった参考見積の金額が記載される場合があり¹⁴、当該資料は IPA の職員であれば誰でもアクセスすることができるポータルサイトに掲載される扱いとなっているため、IPA の職員であれば当該資料を見ることは可能であると述べる者がい

¹³ IPA のマニュアルにおいては、予算額を設定するに当たっては、概算見積書(入札等に付す前の未確定な仕様書に基づく見積り)の微取で足りるとされている一方、予定価格を設定する際には参考見積を参考にしており、参考見積は、確定した仕様書の内容を反映すべきものとされている。他方、当調査会のヒアリングにおいては、運用上、予算額の設定に当たっても参考見積を用いているとのことであったため、本報告書には一貫して「参考見積」と記載している。

¹⁴ 当調査会が調査した調達では、入札①及び入札②の役員会の資料には予算額の記載はあるが参考見積額は記載されておらず、入札③の役員会の資料には、予算額及びその算定の根拠となった参考見積額が記載されていた。

た。

(4) 予定価格の決定及び管理について

IPAにおいては、契約を締結するときは、原則として、あらかじめ当該契約に係る予定価格を設定しなければならないとされており、予定価格の設定は財務部の所掌事務とされている。財務部は、予定価格を設定するに当たって参考見積を参考とする際は、その内容が仕様に沿っているか否かなどをチェックする。

情報管理を徹底するため、予定価格を記載した予定価格調書は、財務部長までの決裁を経た後、封筒に封入して封緘し、開札の日まで金庫に保管する。すなわち、予定価格は財務部限りで把握、保管され、原課には伝達しない仕組みとされている。

(5) 入札公告・説明会について

IPAの規程において、一般競争入札を行う場合、入札期日の前日から起算して少なくとも10日前に、官報、新聞、掲示その他の方法により公告するものとされている。また、公告から入札期日までの期間については、「高度な技術・知識・設備等が必要な事業(例:システム開発、調査、広報等)」については、公告から入札説明会前日までの期間を5日間(入札説明会への参加を必須とする場合には10日以上)、入札説明会から提案等締切前日までの期間を15日間とするなど、規程の定めより更に余裕のあるスケジュールを策定することとしている。IPAにおいては、公告はウェブサイトで行っており、公告の際に、仕様書を含む入札説明書等が公表される。

IPAのマニュアルにおいて、簡易な印刷や物品購入等以外の入札に当たっては、基本的に入札説明会を実施すべきこととされている。IPAの財務部内限りのマニュアルには、入札説明会における注意事項として、予算額及び予定価格の秘密を厳守すること、特定の業者に便宜を図っているとの疑念を与える言動をしないこと、入札説明会に参加した者だけが有利になるような情報の出し方をしないよう、説明会では、入札説明書の要点を咀嚼して伝えるにとどめること、などが挙げられている。

(6) 業者からの質問対応について

公告後、入札説明書の内容等について業者からIPAに質問が寄せられた際には、Q&Aの形に取りまとめ、回答をIPAのウェブサイトで公表することで、情報が特定の業者にのみ偏らないように配慮することとされている。

(7) 入札価格の扱いについて

本件で問題になっている総合評価落札方式による一般競争入札では、応札者は、技術点の評価の対象となる提案書のほかに、入札価格を記載した入札書を提出する。入札書については、「独立行政法人情報処理推進機構入札心得」において、封緘した状態で提出することとされている。IPA のマニュアルにおいては、応札者から入札書を受け取るのは原課であり、受領後、開封することなく財務部に提出し、財務部において、開札まで金庫で保管することとされている。

IPA の財務部内限りのマニュアルには、入札書が封緘されない状態で提出された場合には、開札前に IPA の職員が入札価格を知ってしまったことになるため、公正性を確保するため受理できないこと、封緘された入札書を原課の職員が開札に先立って誤って開封してしまった場合は、入札公告を取り下げる再度公告をし直さなければならないこと、といった、入札価格の情報管理を徹底するための留意事項が記載されている。

(8) 技術審査について

IPA のマニュアルは、総合評価落札方式における技術点の評価については、原課で選任される複数の審査員が評価項目ごとに評価点を付け、その平均点を評価結果とする平均制、又は審査員で合議を行って評価結果を決める合議制で行うこととしている。また、審査員については、審査の透明性、公正性を高めるため、外部の審査員を含めること、応札者から出向し、又は派遣されている職員を審査員に含めないことが記載されている。試験部においては、運用として、調達に係る業務に関連するグループの職員を審査員として選定している。

審査結果は、対外的に説明することができるよう、根拠を客観的かつ具体的に整理することとされている。技術審査の結果については評価書に取りまとめ、財務部において、形式面だけでなく、評価結果に疑念を抱かせる点がないかについてもチェックしている。

合議制がとられた場合の合議の進め方、審査員が審査に当たって審査員以外の者に相談すること、審査員以外の者が審査員に自己の意見を述べることなど、審査員以外の者による審査への関与等についてのルールは見当たらない。

(9) 開札について

開札は、入札者を立ち会わせて実施することとされている。具体的な開札の手続については、IPA のマニュアルで定められており、開札には、財務部の担当者、内部監査部の職員、原課の担当者、応札した業者の担当者が立ち会うこととされている。そして、上記のとおり封緘された状態で金庫に保管されている予定価格調書及び応札した業者から提出された入札書を、封緘されたまま開札会場に持ち込み、内部監査部の職員が開封されていな

いことを確認する。その上で、これらを応札者の面前で開封し、その場で、価格点を計算し¹⁵、あらかじめ技術点等を記載した入札調書に記入して落札者を決めることとされている。

(10) 低入札価格調査について

一定の契約について、入札の結果落札することとなる業者(総合評価落札方式においては、技術点及び価格点の総合評価で最も優れていた業者)の入札価格によっては、当該業者により仕様に適合した履行がなされないと認められるときは、当該業者の次に優れていると評価された業者(予定価格の範囲内の価格で入札した業者のうち、当該業者の次に総合評価が優れていた業者)を契約の相手方とすることができる。そして、落札金額が予定価格の一定割合未満の場合に、その業者が仕様に適合した履行をすることができるかについての調査(低入札価格調査)を行うこととされている。

(11) 業者からの不当な働きかけに対する対応について

以上のような調達の各プロセスにおける仕組みのほか、IPA のマニュアルは、IPA の職員が入札談合関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律(以下「官製談合防止法」という。)に違反したとの評価を受けることにならないよう、業者からの「働きかけ」に対する対応要領を定めており、IPA が実施する調達全般について、IPA の職員が、外部の業者又は行政機関等の職員・元職員から働きかけ(例えば以下のもの。)を受けたときは、応じられない旨及び上長に報告する旨回答するとともに、速やかに上長に報告することとされている。

- 特定の業者が競争に参加できるように、又は参加できないように、発注の方法・基準や参加資格要件について便宜を図ることを要求するなどの行為
- 特定の業者が受注できるように、又は受注できないように、分割発注の上随意契約とすることを要求するなどの行為
- 予定価格、低入札価格調査となる価格、又はこれらを推測することができる見積の金額など、非公表の情報を開示するよう要求する行為
- その他、下請け事業者の選定に関して元請け事業者に対する働きかけを要求するなど、特定の者への便宜供与や情報提供を要求する行為

3 不正が発生した場合の対応に関する仕組み

IPA においては、以下のとおり、不正が発生した場合に、上長に報告して対応する手続

¹⁵ 価格点の計算方法や技術点と価格点の得点配分は、入札説明書に記載される。

と、内部通報の手続を整備している。

(1) 上長に報告して対応する手続について

不正が発生した場合に、これを検知した職員が上長に報告して対応する手続については、インシデント発生時における対応要領(以下「**対応要領**」という。)が規定している。

対応要領は、インシデントを「IPA の事業に影響を与えるかねない懸念すべき事象又は情報」と定義している。対応要領には、インシデントの具体例として、不正、過誤、権利侵害、ハラスメント、非違行為等の法規・倫理関係、システムの不適切操作、メール誤送信等の情報セキュリティ関係、計画遅延、予算不足等の事業管理関係といった分類ごとに類型が挙げられており、IPA において生じ得るコンプライアンス違反やリスクの発現について幅広くカバーするものとなっている。

対応要領が定めるインシデント発生時の対応フローはおおむね以下のとおりである。すなわち、まず、インシデントを認識した者は、直ちに、所属部署の長¹⁶に対して報告するなどし、インシデント発生部署において、インシデントの状況を早期に把握することとされている。そして、報告を受けた所属部署の長は、インシデント発生部署内でインシデントによる影響の大きさや広がりを評価して報告者に対応を指示し、部門長に報告とともに、必要に応じて、リスク管理委員会事務局や関係部署に情報を共有して対応に当たることとされている。

対応要領は、以上の基本的なフローに加え、情報セキュリティインシデント、倫理違反・非違行為、談合情報といった一定のカテゴリーに該当するインシデントについては、それぞれに応じた規定を置いている。例えば、談合情報については、報告等の手続については対応要領に従うものとしつつ、入札及び契約に関する規程において、「緊急かつ適正に対応する」と、特に優先して対応することを規定している。また、倫理違反については、やはり報告等の手続については対応要領に従うものとしつつ、IPA の理事の中から指名する倫理監督者を置き、これを補佐する者として経営企画部長を倫理監督者代理とし、部及びセンターごとに服務管理者及び服務相談員を置いて、役職員が自らの行為が倫理規程に抵触するか否か判断できないときや倫理違反が発生したときにこれらの者に相談・報告すべきことを定めている。

(2) 内部通報制度について

内部通報制度については、内部通報及び外部通報に関する規程が規定している。通報の対象となる事実は「法令等違反行為」、すなわち IPA 及びその役職員による法令・IPA の内部規程に違反する行為とされているが、規程には服務規律等を定める就業規則、倫理規

¹⁶ インシデントを認識した者の所属するグループのグループリーダー等を指すとされている。

程、リスク管理に関する規程等あらゆるものが含まれることから、対応要領が規定するインシデントと同様、IPAにおいて生じ得るコンプライアンス違反やリスクの発現については幅広くカバーされているといえる。

内部通報窓口は、IPA 内部の窓口が経営企画部及び監事監査部¹⁷に設置されているほか、外部の法律事務所に外部窓口が設置され、役員に関する通報は監事監査部の窓口又は外部窓口で受け付けることを可能とすることで、独立性を確保している。各窓口において対応に当たる者については、公益通報者保護法に基づく公益通報対応業務従事者の指定がなされることとされている。

通報することができる者は、IPA の役職員、嘱託、研究員、派遣職員その他 IPA の業務に従事する者又はこれらであった者とされており、IPA は、内部通報窓口に関する情報を社内ポータルに掲載するだけでなく、IPA のウェブサイトにも掲載し、社内ポータルにアクセスできない者が IPA のウェブサイトから通報することができるようしている。通報は、実名・匿名を問わず、また、電話、電子メール、FAX、郵送又は面談の方法によるとされているが、これら以外の方法による通報も受け付けるものとされている。

通報された事案については、正当な理由がある場合を除いて必要な調査を実施しなければならないとされている。調査は、原則として経営企画部が実施し、役員が関係する通報があった場合及び社外窓口への通報で通報者が経営企画部への情報共有を拒否した場合には、監事監査部において調査を実施することとされている。調査の結果、法令等違反行為が明らかになった場合には、部門の役職員において速やかに是正措置を講じなければならない。理事長は、是正措置が適切に機能しているかを検証し、適切に機能していないことが判明した場合には、追加のは是正措置等を講じなければならないとされている。通報に係る情報は必要最小限の範囲以外には共有してはならないとされ、通報者に対する不利益取扱いは禁止されている。

過去 5 年間の通報件数は、2021 年度が 3 件、2022 年度が 1 件、2023 年度が 0 件、2024 年度が 3 件、2025 年度(11 月 27 日現在)が 2 件の合計 9 件である。このうち 1 件は、2020 年に、調達の準備における参考見積の徵取に当たって不適切な情報開示がされたという内容であった¹⁸。

4 コンプライアンスに係る教育・研修

IPAにおいては、人事部が主催する一般的なコンプライアンス研修が、e ラーニング形式やオンライン形式で、半年から 1 年に 1 回の頻度で実施されている。コンプライアンス研

¹⁷ 独立行政法人通則法に基づき独立行政法人を監査する役員として設置される監事による監査を補助する部署である。

¹⁸ なお、同事案では、行為者が契約事務手続についての研修資料やマニュアルの内容を把握していなかったことが要因で不適切行為に至ったことが確認されたため、職員に対して契約事務手続について再周知が図られるなどの措置が講じられた。

修では、外部講師を招いた上で、ハラスメント等のコンプライアンスに関する事項に関する講義が行われている。また、IPAは、イントラネット上に、インシデント対応時の初動対応について図表を用いて説明した「インシデント対応初動ガイド」を掲載し、インシデント発生時に迅速かつ前広に第一報を報告する組織文化の醸成に取り組んでいる。

上記コンプライアンス研修とは別に、財務部の主催により、調達において業者から不当な働きかけを受けた場合にとるべき対応を含む調達の考え方や手続についてのeラーニングや動画配信による研修、独占禁止法や官製談合防止法の内容を含む談合防止について公正取引委員会から講師を招いての研修などが随時実施されている¹⁹。

その他、新たにIPAに就職・着任した者に対する「新規着任者基本研修」においては、民間からの出向者など調達事務に不慣れな職員を念頭に、契約事務の基礎から発注業務における機構内部・外部との関与の在り方までを詳細に記載した研修資料を用いて、適切な契約事務の遂行のために必要な知識を解説する講義を行っている。同研修では、適正な契約に向けて競争性を確保するための取組みとして、入札の公告から提案書の提出締切りまでの期間を十分に確保すること、仕様書・公募要領に必要な情報を適切に盛り込むことなどが挙げられている。

5 監査制度

IPAにおける監査としては、内部監査部が実施する内部監査と、監事が実施する監事監査が存在する。そして、内部監査部は、内部監査について、年度当初に作成した監査計画に基づく定期監査のほか、必要に応じ臨時に監査を実施することとされている。また、監事は、監事監査について、年度当初に作成した監査計画に基づく定期監査のほか、必要に応じ臨時に監査を実施することとされている。もっとも、内部監査部や監事が作成する監査計画には、監査項目として、情報セキュリティ対策や法人文書管理といった項目が挙げられている一方、調達のプロセスの適正性や調達に係るコンプライアンスの遵守状況など、調達に係る事項は挙げられていない。

また、IPAにおいては、入札及び契約に関する規程に基づき、監事及び外部有識者から構成される契約監視委員会が設置されている。契約監視委員会は、理事長の求めに応じ、

¹⁹ 直近では、以下のとおり実施されている。

- ① 2025年8月5日～9月30日 「独立行政法人における公共調達の考え方や、IPAにおける調達事務について」 eラーニングで全役職員を対象に実施され(受講は任意)、72.2%が受講
- ② 2025年9月10日 「入札談合防止について」 公正取引委員会から講師を招いて全役職員を対象に実施され(受講は任意)、113名が受講
- ③ 2025年11月7日～12月26日 「入札談合防止について」 ②を受講していない全役職員が必ず受講するものとして実施中
- ④ 2025年10月7日～12月26日 「仕様書の作成、見積書徴取等について」 eラーニングで全役職員を対象に実施中(受講は任意)

競争性のない随意契約の状況、一者応札・一者応募の状況、その他委員が指定した個別の契約案件等について点検・見直しを行い、その結果を理事長に報告するものとされており、一般競争入札に付された案件についての調査や、調達のプロセスの見直し等は行っていない。

第5 疑義事案の概要とその評価

1 入札①に関する主な疑義について

(1) 外部から呈された疑義の概要

IPA は、上記第 4 の 1(3) ウ記載のとおり、入札①の仕様の検討を丙社の協力を得て進め、その過程で丙社から参考見積を取得していた。しかし、試験部の管理グループにおいて入札①の準備を進めていた A 氏は、参考見積を取得しているのが丙社のみでは、予算額を決めるに当たって役員の了承を得るのが困難であると考えたことから、乙社からも参考見積を取得することとした。A 氏は、2022 年 2 月 2 日、乙社の担当者に対し、この時点での入札①の仕様書案を示し、参考見積の提出を依頼した。これを受け、乙社の担当者は、同月 10 日、参考見積を提出した。

これに対し、A 氏は、同日のうちに、乙社の担当者に対し、参考見積の価格を引き上げるよう指示し、乙社の担当者は、参考見積額を増額した参考見積を提出した。

入札①は、最終的に丙社が落札しているが、乙社が提示した入札価格は丙社のそれより大幅に安いものであった上、丙社の落札価格は、乙社が当初提示した参考見積額より高く、A 氏の指示で修正した後の参考見積額より安かつた。

A 氏による参考見積の増額指示は、参考見積額を引き上げることで予定価格を引き上げ、丙社が高い価格で落札することができるよう調整することを目的としたものであった疑いがある。

(2) 調査の結果判明した事実関係、検討及び評価

ア 乙社の参考見積に関し A 氏が指摘した内容について

A 氏は、上記のとおり、入札①の予算について IPA の役員会で承認を得るに当たり、丙社一者からのみでなく、複数社から参考見積を取得した方が良いと考え、乙社にも参考見積の提出を依頼することにした。

そこで、A 氏は、2022 年 2 月 2 日、乙社の担当者に対し、入札①について「仕様書案をお送りしますので、超概算で問題ございませんので、お見積りをいただきたくお願い申し上げます。」「日程的に押しておりますので、スピード優先でご確認いただければ幸いで

す。」と記載したメールを送信した。

A 氏は、2022 年 2 月 10 日午前 11 時 24 分、乙社の担当者から、メールで参考見積を受領した。

A 氏は、乙社の担当者から受領した参考見積を確認した上で、同日午後 2 時 43 分、以下の 2 点を指摘するメールを送信した。

- 同参考見積の「科目別の受験者数」欄に記載された IBT 受験者数に FE①科目 A の 4000 名と FE①科目 B の 4000 名が重ねて計上されていることについて、同じ受験者が受験するものであるから重ねて計上することは誤りであり、両者あわせて 4000 名と計上するのが正しい旨の指摘(以下「**指摘①**」という。)
- 同参考見積の「システム改修」欄に、従来から存在する PBT 申込みシステムとの「連携」を前提としたシステム改修を想定している旨記載されていたことについて、実際には従来の PBT 申込みシステムは上記第 4 の 1(3) ウ記載のとおり 2022 年 9 月をもって契約期間が満了することから、新たに PBT 申込みシステムを構築することが必要になる旨の指摘(以下「**指摘②**」という。)

これを受け、乙社の担当者は、同日午後 3 時 2 分、A 氏に対し、指摘②については電話又は Web 会議で口頭で話をしたい旨メールを送信し、A 氏と乙社の担当者で電話での打合せが行われた。その後、乙社の担当者は、同日午後 3 時 47 分、A 氏に対し、メールで、修正後の参考見積を送付した。乙社が修正して再提出した参考見積では、指摘②を反映して「システム改修」欄の「PBT 申込みシステムとの連携」との記載が「システム開発」「PBT 申込みシステムとの構築」に修正され、見積額が増額されたが、指摘①については修正されていなかった。しかし、A 氏は、そのことを乙社の担当者に重ねて指摘することをせず、この参考見積は、そのまま、丙社の参考見積と共に、予算額を定めるのに用いられるとともに、財務部による精査を経て予定価格の設定に当たっても参考とされた。

その後、IPA の財務部の担当者は、予定価格を設定するために乙社提出の参考見積を精査した際、IBT による FE 試験について受験者数が二重に計上されていること(上記指摘①の問題)を発見した。そのため、予定価格の設定に当たっては、二重に計上されていた受験者数を仕様書に沿った数とし、見積金額もこれに応じて計算し直したものと内部の精査結果とした。この財務部の担当者による再計算は、A 氏による指摘①と同旨であったと考えられる。

他方、乙社の担当者が FE①の科目 A と科目 B の受験者をそれぞれ 4000 と計上していたのは、乙社が特命随意契約の方式で受注していた暫定的な CBT 試験に係る業務では、実際に、同じ受験者が午前と午後に受験をする場合、CBT 試験の配信数量としては午前・午後をそれぞれ 1 と数え、1 名の受験者につき試験の数量を 2 としていたからであった²⁰。すなわち、乙社が特命随意契約の方式で受注していた暫定的な CBT 試験に係る業務の仕様書に

²⁰ この時点では乙社に示されていた仕様書は検討途上のものであったが、後に入札公告が行われた際に提示された仕様書においても、IBT による FE①の予定数量は 4000 とされている。

は、受験者数として予定される数の 2 倍が、実施することが予定されている試験の数量として記載されていた。これに対し、IPA は、入札①においては、暫定的な CBT 試験に係る業務を乙社に委託した際とは異なり、想定される受験者の数をそのまま想定される試験の数量とすることを考えていた²¹。そのため、入札①において、IPA が乙社に参考見積の提出を依頼するに当たって示していた仕様書には、IBT による FE①の予定数量は受験者数と同じ「4000」とのみ記載されていた。丙社が提出した参考見積においても、やはり IBT による FE①の予定数量は「4000」とされており、これについて、A 氏ほか試験部の職員から丙社に対し誤りであるとの指摘はなされておらず、入札公告が行われた際の仕様書においても、FE①について、受験者数の 2 倍を試験の数量とする旨の記載はない。以上のとおり、IPA は、入札①においては、暫定的な CBT 試験に係る業務を乙社に委託した際とは異なり、試験の数量は受験者数と同じであると考えており、この点において、IPA と乙社との間で認識の齟齬があったと認められる。乙社が A 氏の指示で参考見積を修正し、あるいは、財務部の担当者がこのように乙社提出の参考見積を精査して数量を計算し直す過程で、乙社にこのような趣旨が伝えられていれば、このような認識の齟齬は解消していたのではないかと考えられる。しかし、IPA 側から、この点について伝達されることとはなかった。

イ 丙社の参考見積について

以上のとおり、A 氏は、乙社提出の参考見積について、乙社の担当者に指摘して修正させていた。その一方で、財務部において予定価格を設定するに当たって、丙社の参考見積についても、以下のとおり再計算が行われていた。すなわち、財務部の担当者は、丙社が 2022 年 2 月 16 日に IPA に提出した参考見積の回付を受けて精査した際、参考見積に記載されていた「閉域ネットワーク運営費用」について、「数量」の記載に誤りがあると考え、「閉域ネットワーク運営費用」の数量を修正して再計算したものを資料として用いた。

他方、丙社の入札内訳書には、「閉域ネットワーク運営費用」の数量について財務部による修正結果と異なる内容が記載されていた。また、単価が増額されるとともに、「バックアップ回線込み」との文言が追記され、合計額が参考見積の価格より高くなっていた。つまり、丙社の入札価格が、参考見積の価格より高くなっていた。このように、丙社が参考見積の価格より高い価格で応札した経緯については、メール等の客観的な証拠の発見に至っていないが、入札①の仕様書には、「閉域ネットワークの単価について「障害時の代替経路を含むこと」、すなわちバックアップ回線が必要であることが明記されていること、

²¹ 従前の暫定的な CBT 試験においては、PBT 方式で実施されていた頃と同様、午前 150 分、午後 150 分の試験を分離して実施しており、受験者はそれぞれについて申込みをすることとされていたため、午前・午後の試験を別の試験として数え、試験の数量は受験者数の 2 倍とされていた。これに対し、入札①においては、CBT の本格実施を見据えて試験の出題形式を見直し、午前・午後の試験を科目 A・科目 B と改め、それぞれの試験時間を 90 分・100 分に短縮するとともに、受験者は両科目を一括して申し込むこととされた。そのため、入札①においては、試験の数量を受験者数の 2 倍とするのではなく、受験者数をそのまま試験の数量として数えることとされた。

丙社の担当者が、価格を修正したのは IPA 側から仕様書との齟齬を指摘されたからだと思う旨を述べていることからすると、上記のとおり閉域ネットワークの単価及び数量を修正したのは、試験部において、財務部による精査とは別に丙社の参考見積を見直す過程で、上記のとおり仕様と齟齬している点を指摘すべきと考え、電話など口頭で指摘をしたからであると考えられる。

ウ 検討及び評価

ア記載のとおり、A 氏が乙社の参考見積について指摘した内容は、指摘①については減額する方向、指摘②については増額する方向のもので、増額させることのみを意図したものではなく、当時 IPA において想定していた仕様に沿った正しい参考見積を提出させようとの意図によるものであったと認められる。

しかし、乙社は、従前受託していた暫定的な CBT の実施に係る業務の際に試験の数量を受験者数の 2 倍として計算していた経緯から、指摘①の趣旨を十分に理解することができなかつた。そして、A 氏は、乙社が修正した参考見積に指摘①が正しく反映されていなかつたにもかかわらずその旨を乙社に指摘しなかつた。そのため、乙社は指摘①の趣旨を理解することができないまま、A 氏の指摘のうち参考見積額を増額することとなる指摘②についてのみ対応することとなつた。また、指摘②については、少なくとも従前から IPA において用いられている申込みシステムが存在することを認識していた乙社にとっては、当該システムの契約期間が満了する予定であり、新たに開発が必要になることがその時点の仕様書のどこに記載されているのかが一見して判然としなかつた可能性がある。このように、乙社が提出した参考見積が仕様に適合していないことについての十分な説明がなく、乙社においてこれを十分に理解できないまま参考見積額を増額することとなつたことが疑念を抱かせることにつながつた可能性が考えられる。

さらに、財務部の担当者は、精査の結果、乙社の参考見積額に指摘①の趣旨を反映し、二重に計上されていた FE①の受験者数を修正して再計算したものを予定価格を設定する際の資料としたが、乙社は、このような経緯を認識していなかつた。

このように、乙社の参考見積については、提出した乙社自身が認識していた価格と、IPA において予定価格を設定する際の資料とされた価格に齟齬が生じていたが、丙社の参考見積についても、同様のことが生じていた。すなわち、財務部の担当者は、丙社の参考見積を精査した結果、上記のとおり閉域ネットワークの数量を修正して見積額を再計算し、これを予定価格を設定する際の資料とした。その一方で、丙社には、閉域ネットワークの数量について財務部の精査の結果とは異なる内容の指摘のほか、バックアップ回線が必要であることが単価に反映されていない旨の指摘がなされており、これは試験部によるものであつたと考えられる。その結果、丙社は、自社が提出した参考見積、更には予定価格を設定する際の資料とされた見積額よりも高価な価格で応札することとなつた。

以上のとおり、試験部において参考見積を徵取して精査し、財務部に回付し、財務部に

おいてもこれを精査する中で、IPA 内において、参考見積に仕様と適合しない点があることが認識された際、業者にはそのことが伝えられず、あるいは試験部で認識された内容が財務部には伝えられないまま、予定価格が設定されていた。これにより、乙社・丙社の入札価格が意図せずして予定価格を上回り、価格において失格となる事態を誘発しかねない状況になっていたといえる。

さらに、予定価格を決める際に参考とされる参考見積について、仕様の検討に当たって協力を得ていた丙社作成のものと、「超概算」でよいとして急ぎ提出させ、更に上記の経緯で短時間で修正させた乙社作成のものとではその精度に差があるにもかかわらず、そのまま財務部に回付し、財務部がこれを精査の上予定価格を設定する際の資料としているが、このような予定価格の設定の在り方は、適切ではなかったと考えられる。すなわち、予定価格の設定に当たって参考見積を参考とする際には、当該参考見積が合理的な算定方法によって適切に算定されたものでなければ、予定価格の設定そのものが十分合理的なものといえなくなると考えられるところ、入札①の予定価格の設定に当たって参考とされた乙社の参考見積は、A 氏が乙社の担当者に「超概算」でかまわないと告げて微取したものであったが、その旨が財務部の担当者には伝達されていなかった。また、丙社の参考見積は、閉域ネットワークの単価や数量に誤りがあり、試験部はそのことを丙社に伝達したと考えられるが、財務部には伝達されていなかった。このように、試験部と財務部の意思疎通が十分でなかったことにより、財務部において、十分に合理的な算出方法により算定されたとはいえない参考見積をもとに予定価格を設定する結果となっていた。

以上のとおり、乙社の参考見積に係る A 氏の指摘は、あくまで仕様との不整合を指摘するものであって、それ自体が不公正なものであったとは認められない。ただし、そもそも乙社に対して「超概算」でかまわないと告げて急ぎ参考見積を提出させていていること、乙社に対して指摘の趣旨が理解できる程度の説明がなされていなかったことが、外部から疑義が呈された要因になっていたと考えられる。また、それ以外にも、上記のとおり、参考見積の微取以降のプロセスにおいて不適切な点があったと認められる。

エ 本件調査において判明した上記以外の点

上記以外に、本件調査の結果、当調査会として、以下の 2 点を指摘しておきたい。

1 点目は、入札①の技術点の評価の過程に審査員ではない者が関与していた点についてである。すなわち、技術点の評価を行う審査員は、管理グループ、実施グループ及び作成グループの担当者レベルから選定された職員 3 名及び外部審査員 1 名の計 4 名が務めており、応札した乙社及び丙社の提案書について各審査員が独自に評価し、その結果を持ち寄って合議して評価を決めていたところ、この合議の場に、当時の試験部の副部長が同席していた。当該副部長は、合議の冒頭で、評価に当たってプロジェクトの実現性が重要である旨発言していたほか、自ら審査員と同様に乙社及び丙社の提案書について評価した内容を審査員に開示していた。そして、丙社の提案内容を評価するに当たって、プロジェク

トの実現性に関する評価項目について、他の審査員が 6 点程度の評価をしていたのに対し、当該副部長は 10 点と評価し、合議の結果 10 点とされるなど、当該副部長の評価が一定程度合議の結果に影響を与えていた可能性がある。ただし、他の乙社の提案内容に対する評価においては、他の審査員が 3 点ないし 6 点、当該副部長が 3 点を付け、合議の結果は 6 点とされているなど、当該副部長の評価に反して乙社が高く評価されている点も複数あり、当該副部長の評価がそのまま合議の結果になっていたわけではない。したがって、合議の過程で当該副部長の意見が述べられてはいたものの、審査員においてそれも踏まえて合議を行った上で評価をし、その結果が両者の技術点とされていたといえ、当該副部長が合議に参加していたことをもって、技術点の評価が不公正であったとは認められない。

他方、上記のとおり、審査員のうち IPA 内から選定された者は試験部の各グループの担当者クラスの職員であったこと、当該副部長の評価は、丙社の提案内容が乙社に比して優れているというものであったこと、入札①の仕様の検討の経緯からして丙社に期待が寄せられていたことからすれば、当該副部長が合議に関与することで、審査員が当該副部長に忖度して丙社に有利になるよう評価をゆがめたとの疑念を持たれるおそれがあった。それにもかかわらずこのような形で合議に関与した当該副部長の行為は、軽率であったというほかない。IPA のマニュアルにおいては、上記第 4 の 2(8) 記載のとおり、合議の具体的方法等について詳細は定められておらず、審査員以外の者が点数を付けたり、合議に同席したりすることが禁止されていたわけではない。また、審査の過程でより多くの者の知見を踏まえて評価が行われること自体が直ちに不適切であるとはいはず、審査員が自身の判断で知見のある他の職員の意見を聞き、それを踏まえて自らの評価点を検討することは、当該他の職員に忖度するのではなく、純粹にその知見を参考にしている限りにおいては、審査の精度を高めることにもなり得る。しかし、特に審査員より上位の職位にある者が合議に参加して審査に影響を与えることは、IPA のマニュアルが、審査に当たり、透明性・公正性を高めるため審査員には外部委員を含めること、審査結果を対外的に説明できるよう根拠を整理した評価書を作成することなどを定めた趣旨に反し、審査の透明性を害するとともに、客観性・公正性に疑念を抱かせかねないものであり、不適切であったと考えられる。

2 点目は、入札①の準備の過程において、検討中の仕様に項目を追加するに当たり、丙社と調整していた一方、丙社と同様に参考見積を徴取していた乙社とは調整しなかった点についてである。すなわち、2020 年 2 月に定年を迎えるまで試験部の部長を務め、その後、シニアエキスパートとして試験部の作成グループに所属していた B 氏は、入札①の準

備の過程で、IPA 内部において入札①の準備に関わる職員のメーリングリスト²²のメンバーになっていた。そして、B 氏は、仕様の検討が行われていた 2022 年 1 月 20 日、A 氏に対し、入札①の仕様書に記載する業務の実施体制について、「試験の主催者として恥ずかしくない(試験合格者を相応に評価する)内容を記載するようにしてください。」、「まさか、丙社に高度合格者が全くいないということはないと思うけど、事前に丙社とすり合わせをして対応してください。」などと記載したメールを送信した。実際に、入札①の評価項目には、「必須」の評価項目ではないものの、作業要員として、高度試験の合格者が配置されているかが挙げられている。また、この B 氏の指摘を受けて、A 氏は、2022 年 1 月 26 日、丙社の担当者に対し、作業要員として高度試験の合格者の配置を求めるについて問題がないか確認してもらいたい旨のメールを送信して調整を行っていることが確認された。他方、乙社との間では、同様の調整を行ったことは確認されていない。

これについて、B 氏は、かねてから、情報処理技術者試験を実施する主体である IPA として、試験に係る業務を委託するに当たっては、その委託先に情報処理技術者試験の合格者がいることを求めるべきであると考えていたが、丙社がこれに対応できなければ、入札①に応札する者がいないという事態になりかねないため、丙社と調整するよう指摘した旨供述する。

入札①の検討の経緯からすれば、応札者がいないという事態を避けるために評価項目の追加に当たって丙社と調整したこと自体が不合理であったとはいえないが、このような調整をするのであれば、その後乙社から参考見積の提出を受けるに当たって、乙社とも同様の調整をすることが、応札予定者を公平に扱うという意味では必要であったと考えられる。B 氏が丙社とのみ調整をするよう A 氏に指摘し、A 氏においても丙社とのみ調整したことは、いずれも不適切であった。なお、結果的に、入札①の仕様書に記載された上記評価項目については、乙社・丙社ともに 0 点の評価を付されている。

2 入札②に関する主な疑義について

(1) 外部から呈された疑義の概要

入札②のスケジュールは、2022 年 11 月 11 日に入札が公告され、2023 年 1 月中旬から業務が開始されるという、準備期間が極めて短いものになっており、事前に調整した業者(丙社)でなければ対応できるものではなく、その他の業者による落札の可能性を排除する

²² このメーリングリストは、入札①が、IPA として前例のない IBT の導入を目指したものであり、試験実施業務に関する各グループによる多角的検討を要することから、関係者間での情報共有のために作成されたものであった。B 氏は、かつて試験部の部長であり、長年試験実施業務に関わってきたことから、担当者においてその知見に基づく助言を求める可能性があるとの判断で、このメーリングリストのメンバーに加えられていた。B 氏は、本文に記載したほか、2022 年 1 月 28 日に、丙社の関係者から、入札①の準備のため丙社と IPA の間で重ねてきた打合せが一段落したことについて感謝の意を表したものと認められるメールを受信し、これに返信していることが確認されている。

ものとなっていた疑いがある。

また、入札②は技術点と価格点の合計で落札者を決める総合評価落札方式で行われたところ、乙社は低廉な価格で応札したにもかかわらず落札に至らず、技術点で大きな差が付いたと考えられる。乙社は IP 試験、FE 試験及び SG 試験の運用受託事業者として試験運用実績があり、技術点でそこまでの差が付くとは考えられず、評価が適正でなかった疑いがある。

(2) 調査の結果判明した事実関係、検討及び評価

ア 入札スケジュール

入札スケジュールが上記のとおりとなったのは、上記第 4 の 1(3) ウ及びエ記載のとおり、もともと入札①と入札②は一貫したものとして検討されていたが、予算財源が異なることを理由に別の調達として実施されたこと、入札②に含まれる IBT 実証実験の中間報告が 2022 年 10 月 14 日に提出されているところ、その結果を踏まえた仕様とする必要があったことによる。

これに加え、IPA は、上記第 4 の 1(3) ウ記載のとおり、入札①の入札説明会等の時点での次の調達と連続性があることを説明するなど、透明性を確保するための措置をとっており、入札の公正を害する意図があったとは認められない。

ただし、入札①の落札者以外の業者が入札②に応札しようとすれば、スケジュールに相当な困難が伴うことについては乙社が指摘するとおりであったといわざるを得ない。また、入札②に含まれる CBT の本格実施は、入札①に含まれる初期整備を前提とするものであつたことも踏まえると、入札①の落札者が優位であったことは明らかである。このような状況では、業者に対する公平性や公正性の確保は難しく、一般競争入札を実施しても、形式だけのものになってしまふおそれがあった。こうした観点を踏まえると、例えば、入札②については入札①の落札者との随意契約することなどを検討する余地はあったと思われる。

イ 技術点

入札①及び入札②は連続性があり、入札②の技術点の評価に当たっては入札①を受注していることも加味されていると思われるため、入札①及び入札②の技術点の評価が適正であったかを検討する。

入札①については、IBT の実績や IRT の理解等を踏まえ丙社が仕様の検討に協力していたこと、上記第 4 の 1(3) イ記載のとおり、暫定 CBT の実施を通じて、IPA の中には、乙社が外資系企業であり、システムのカスタマイズなどについて国内のみで迅速な対応が取りにくいなどの課題認識を抱く者もいたことなどから、IPA が丙社に期待を寄せていましたこと

は否定できない。

他方で、技術点の評価に当たった審査員のヒアリングの結果、入札①及び入札②のいずれにおいても、丙社はすでに自社で運用している既存のシステムを有しており、プロジェクトの実現性において優位であったとの供述が得られている。実際の乙社及び丙社の提案の内容や技術点に関する当時の資料等もかかる供述と整合するものであり、技術点の評価は、乙社と丙社の提案の内容を比較検討した結果なされたものであったと認められ、丙社を殊更有利に評価したものであったとは認められない。なお、審査の過程で審査員以外の者が合議に関与した事実が認められるが、それによって技術点の評価そのものが不公正であったとは評価できないことは、上記のとおりである。

また、入札①及び入札②のいずれにおいても、乙社が丙社に比して相当程度低廉な価格で応札しているにもかかわらず丙社が落札しているが、IPAにおいて、乙社の入札価格を見越して、丙社が落札することができるよう技術点で大差を付けたとは認められない。すなわち、入札価格については、封緘した状態で提出を受けたものを開札までそのまま金庫で保管することとされており、本件調査で実施したヒアリングやデータフォレンジックの結果、当時この手続に反して入札価格が審査員に知らされていた事実は認められなかつた。また、参考見積額については調達に関与する職員が閲覧することができるサーバーに保存されていたものの、乙社は、入札①については参考見積額に比して相当程度低廉な価格で応札しており、入札②については参考見積を提出していなかったから、いずれについても、参考見積額から入札価格を推測することは困難であった。したがって、審査員が入札価格を知ることはできず、入札価格を見越して技術点で丙社が乙社に大差を付けるような評価をすることはできなかつた。

以上のとおりであり、技術点の評価に不合理な点があったとは認められない。

3 入札③に関する主な疑義について

(1) 外部から呈された疑義の概要

B 氏は、丙社の依頼を受けて、丙社が甲社の下請けに入ることはできないかと持ちかけた。丙社と甲社が入札で争うことになると見込まれる中で、丙社が競争を回避しつつ引き続き業務を受注するための談合の働きかけに該当する疑いがある。

また、丙社は、B 氏がみなしが公務員、入札の利害関係者であるにもかかわらず、2025 年 3 月末の B 氏の退任に当たって会食を開催し、その費用を負担しており、贈収賄等に該当する疑いがある。

さらに、丙社の落札価格は、低入札価格にかろうじて該当しない安価なものであったと思われ、丙社に予定価格が漏洩され、丙社がそれに基づいて入札価格を決めた疑いがある。また、丙社の落札価格は低価格にすぎ、IPA に専用システムを納品するための開発費を適切に見積もっておらず、IPA はそれを知りながら丙社に落札させた疑いがある。

(2) 調査の結果判明した事実関係、検討及び評価

ア 調査の結果判明した事実関係

丙社は、かねてより、様々な資格・試験を紹介するウェブサイトを運営していたところ、IPAは、2016年頃以降、丙社に対し、情報処理技術者試験について当該ウェブサイトでの宣伝を依頼したことがあった。また、丙社は、当該ウェブサイトにおけるアクセス数などが多かった資格・試験を表彰し、その主催者のコメントを当該ウェブサイトに掲載するなどしていたところ、2019年頃以降、情報処理技術者試験について表彰をするようになった。これ以降、IPAが丙社に依頼し、あるいは丙社が情報処理技術者試験について表彰するなどして、丙社の上記ウェブサイトに情報処理技術者試験がたびたび取り上げられるようになっていた。

丙社において上記ウェブサイトの運営等を担当していた執行役員(その後取締役に就任している。以下「**丙社の取締役**」という。)は、上記のとおり2019年に当該ウェブサイトで情報処理技術者試験について表彰した際、当時試験部の部長であったB氏と知り合った。丙社の取締役は、その後も、情報処理技術者試験について表彰する際などにB氏と会い、挨拶や意見交換を続けていた。B氏は、2020年2月末²³をもって定年を迎えて同年3月からIPAに再雇用され、同月は管理グループ、同年4月からは作成グループに所属するシニアエキスパートの立場についていた。これ以降、B氏は情報処理技術者試験の問題作成を担当するようになり、試験部が実施する入札を含む調達には基本的に関与しないようになつた²⁴。丙社の取締役は、それ以降も、年始にB氏の元に挨拶に訪れ、試験業界の一般的な動向について意見交換をするなどしていた。

丙社の取締役は、入札①において丙社が初めて試験実施業務の委託を受ける前から、B氏との意見交換の中で、丙社が乙社とともに甲社の再委託先となり、連携して試験に係る業務に当たることで、甲社の再委託先である乙社が運営している試験会場と、丙社が運営している試験会場のいずれも利用することができるようになり、受験者の利便性を高めることができると、甲社と連携したいという話をすることがあった。B氏は、この話に共感し、その頃、これを、IPAから受託した試験実施業務の遂行のためIPAに常駐していた甲社の担当者(以下単に「**甲社の担当者**」という。)に伝えたことがあったが、甲社及び甲社の担当者は取り合わなかった。また、乙社の担当者は、当調査会のヒアリングにおいて、このような話を2024年以前に甲社の担当者から聞いた記憶はなく、仮に聞いていたとしても、応じる余地はなかったと述べている。このように、丙社が乙社とともに甲社の再

²³ B氏が60歳になる誕生日が属する月の末日である。

²⁴ 入札①の準備に関わる職員のマーリングリストのメンバーになっていたことなどについては、上記第5の1(2)エ記載のとおりである。

委託先となることは実現するには至っていなかった。

その後、上記のとおり、入札①及び入札②において、IPAは、丙社に対し、試験実施業務を委託し、IPAにおいて試験実施業務に関与する者からみて、丙社及びその役職員は、倫理規程にいう利害関係者に該当するようになった。その後も、丙社の取締役とB氏は、上記の年始の挨拶時における試験業界の一般的な動向についての意見交換を続けた。

2024年夏頃には、丙社の取締役がB氏及びIPAの別の職員に声をかけ、暑気払いとして会食を企画した。当該職員は、かつて試験部に所属していたものの、2023年夏から試験部とは別の部署に所属しており、また、B氏はシニアエキスパートとして作成グループに所属していたため、いずれも、試験実施業務に関する調達には関与していなかった。この会食は、丙社の取締役が、かつて丙社の運営するウェブサイトで情報処理技術者試験を取り上げた際のIPAの担当者であった両名に、いわば「OB会」のような趣旨で声をかけて行われたものであった。この会食は東京都内の居酒屋で行われ、B氏、当該職員及び丙社の取締役が参加した。会食において、試験実施業務に係る調達に関する話題が出たことは確認されていない。この際の飲食代金については、参加した者各自が支払った。

2025年1月頃、上記第4の1(3)才記載のとおり、IPAにおいて、次期調達に向けた準備の過程で、それまで別々のベンダーに委託していたIP試験に係る業務とFE試験・SG試験に係る業務を一つのベンダーにまとめて委託することが検討されるようになった。そして、IPAは、同月中旬頃、当時IP試験に係る業務を受託していた甲社及びFE試験・SG試験に係る業務を受託していた丙社に対し、両業務を一括して委託することを前提にした参考見積の提出を求めた。丙社は、このような経緯で、次期調達でIP試験に係る業務とFE試験・SG試験に係る業務が一括して入札の対象となることを認識していた。これは、次期調達の結果、甲社及び丙社のいずれかが、従前から受託していた業務を失注することを意味していた。

丙社の取締役は、2025年1月29日にB氏に年始の挨拶を行った際、丙社が甲社と連携し、乙社と並んで甲社の再委託先になれば、乙社と丙社が持つ試験会場のいずれも情報処理技術者試験に利用することができ、利用者の利便性の向上につながる旨の話をした。丙社の取締役は、この話について、そもそも乙社と丙社は同じ業界で競合する関係にあり、甲社の再委託先として連携するには甲社との調整も必要になるから、実現することは困難であると考えていたが、仮に実現すれば試験業界にとって良いことだという思いをB氏に伝えたにとどまり、実際にB氏に何か動いてほしいという趣旨ではなかった旨を述べている。

B氏は、丙社の取締役から、この話を甲社に伝えてほしいと明示的に言われたわけではなかったが、実現ができないか尋ねられたものと受け止めた。

B氏は、丙社の取締役からの提案を受けた時点で、上記のとおり、入札③は、甲社が受託していた業務と丙社が受託していた業務を一括して一つのベンダーに委託するものとなる予定であることを認識していた。また、当時、経済産業省がIP試験、FE試験及びSG試験以外の情報処理技術者試験についてもCBTに移行するという方針を示しており、B氏は、

今後、情報処理技術者試験の CBT での実施がますます増え、それに必要な試験会場の席数が不足することとなるから、席数を増やしていくことが課題になるだろうと考えていた。そのため、B 氏は、丙社の取締役の提案どおり甲社の下で乙社と丙社が会場運営に当たることになれば、乙社及び丙社の双方が運営する試験会場分の席数を確保することができ、受験者の利便性の向上につながるため、丙社の取締役の提案は「良い話」であると考えた。その一方で、B 氏は、丙社には甲社と直接交渉を始めるためのきっかけがないであろうと考えた。B 氏は、2025 年 3 月末にシニアエキスパートとしての定年を迎えて IPA を退職する予定であったことから、その前に、丙社の取締役からの話を甲社に伝えようと考えるに至った。B 氏は、上記のとおり、この時点で、入札③の内容を認識しており、入札③における丙社と甲社との連携を念頭に置いていた一方で、入札③での連携が間に合わなくても、次回以降の調達において連携できればよいと考えていた。

B 氏は、2025 年 2 月 6 日、IPA の喫煙所において、IPA に常駐していた甲社の担当者に対し、丙社の上記見解を伝えた。甲社の担当者は、B 氏からこのような話があった旨乙社にも共有したが、甲社も乙社も、これに応じることはなかった。当調査会のヒアリングにおいて、甲社の担当者は、甲社は乙社と試験実施について協業する関係にあり、それに反する形で甲社が丙社と組む可能性は全くなく、B 氏もそのことを理解しているはずだと考えていたが、この喫煙所でのやり取り以降、コンプライアンス上の疑念が生じることを避けるため、B 氏が喫煙所にいる際は喫煙所に近寄らないようにするなどして、B 氏のことを避けて過ごすようになった旨を述べている。

丙社の取締役は、B 氏が 2025 年 3 月末をもって IPA を退職することから、B 氏に対し、同年 3 月、丙社の取締役及び丙社の代表取締役社長が主催して送別会を実施することを持ちかけた。B 氏はこれを受け、2025 年 3 月 25 日、B 氏、丙社の代表取締役社長及び丙社の取締役が参加し、秋葉原にある寿司店において、B 氏の送別会が実施された。会食が B 氏の退職前に行われたのは、B 氏が遠方に居住しており、IPA の退職後都内に来ることが難しくなるためであった。なお、B 氏は、IPA を退職後は都内から離れた場所で生活する予定であって、試験業界に関連する仕事をする予定はなかった。

B 氏、丙社の代表取締役社長及び丙社の取締役は、当調査会のヒアリングにおいて、すでに入札③について公告されていた²⁵こともあり、この 2025 年 3 月 25 日の会食では、上記のような、丙社が乙社と連携して甲社の再委託先として業務に当たりたい旨の話はしなかった旨を述べている。

この会食における B 氏の飲食代金合計 1 万 500 円について²⁶は、丙社が負担し、B 氏は支払わなかった。このことについて、丙社の代表取締役社長及び丙社の取締役は、当調査会のヒアリングにおいて、この送別会は丙社側から提案して B 氏に送別の意を表すために実施したものであり、儀礼上、B 氏にその代金を支払わせるわけにはいかないと考えた旨

²⁵ 入札③の公告は 2025 年 3 月 10 日である。

²⁶ B 氏は飲酒をしない人物である。

や、送別会シーズンということもあり、丙社の取締役と面識のある B 氏の送別会が、倫理上慎重になるべき、みなしが公務員と利害関係者の会食になるという点に思いが至らず軽率であった旨を述べている。また、B 氏は、入札③が公告されている時期のことであり、利害関係者に当たる丙社側の者と飲食を共にすることや飲食代金を負担してもらうことが倫理規程に照らして適切ではないことは分かっていたが、2025 年 3 月末の退職を目前にして、「最後だから、いいか。」と軽率に考え、IPA にも報告しなかった旨を述べている。

その後、B 氏は、2025 年 3 月 28 日²⁷、IPA の喫煙所において、甲社の担当者に対し、あらためて、丙社が甲社の再委託先として乙社と連携して業務に当たりたいと考えていることを伝えた。これに対して、甲社の担当者は、応じられないと答えた²⁸。その後、B 氏は、甲社の担当者からの回答について、丙社の取締役に伝えていたことが確認されている。

このように、B 氏は、甲社に対し、2025 年に入って 2 回にわたり、丙社が甲社の再委託先になることはできないかと持ちかけたが、甲社はそれに全く応じなかった。B 氏は、このような働きかけについて、IPA の職員の誰にも話しておらず、入札③に関与した IPA の職員のヒアリングの結果、B 氏がこのような働きかけをしたことを認識していた者はいなかった。また、B 氏と丙社との間で、例えば B 氏が IPA を退職した後丙社に再就職するなど、B 氏が甲社に対して働きかけを行うことによって丙社から何らかの見返りを得られることになっていたという事実は認められなかった。

イ 検討及び評価

(ア) B 氏の甲社に対する働きかけ

丙社が甲社の再委託先になるという丙社の取締役からの話は、仮にその意図がより多くの試験会場を IPA に提供することで受験者の利便性を高めることにあったのだとしても、丙社が、入札③で予定されていた甲社との競争を経ることなく、従来から受託していた FE 試験・SG 試験に係る業務のうち少なくとも会場運営に係る部分を引き続き受注することを可能とするものであった。しかし、上記ア記載のとおり、B 氏が、甲社に対し、2025 年に入って 2 回にわたり、丙社が甲社の再委託先になれないかと持ちかけたのに対し、甲社は全く応じず、丙社の提案は実現しなかった。また、B 氏及び入札③に関与した IPA の職員のヒアリングの結果、丙社がこのような提案をしたこと、及び、B 氏がこのような働きかけをしたことについて、B 氏以外の IPA の職員は誰も認識していなかった。すなわち、丙社の提案を受けてこれを甲社に伝え、丙社と協議するよう働きかけた B 氏の一連の行為

²⁷ 入札③の入札書受付期間は 2025 年 4 月 17 日から同月 21 日までであり、この時点で、甲社はまだ入札をしていなかった。

²⁸ 甲社の担当者によれば、甲社の担当者は、上記のとおり、B 氏のことを避けながら、B 氏の在職中に甲社の担当者が IPA に出勤する最後の日に、B 氏に挨拶をした際、このようなやり取りがあったとのことである。

は、入札③に係る IPA の業務に何らの影響も与えておらず、入札の公正が現実に損なわれた事実は認められない。

このように入札の公正が現実に損なわれた事実が認められないとしても、次に述べるとおり、B 氏の行為が、公契約関係競売入札妨害罪や、官製談合防止法違反に該当しないかが問題となる²⁹。なお、当調査会の主要な役割は、IPA が行った情報処理技術者試験関連の主要な契約・調達案件の公正性を害するような行為の有無を明らかにするところにあり、上記のとおり B 氏の行為が入札③の公正性に影響を及ぼしたと認められない以上、それを超えて B 氏個人の罪責の有無を明らかにすることは、当調査会の本来の役割ではない。ここでは、当調査会が、調査において判明した事実関係の範囲内で考えられるところを述べるにとどめるものであることに留意されたい。

官製談合防止法 8 条は、「職員が、その所属する国等が入札等により行う売買、貸借、請負その他の契約の締結に関し、その職務に反し・・・(中略)・・・当該入札等の公正を害すべき行為を行った」場合、5 年以下の懲役³⁰又は 250 万円以下の罰金に処すると規定している³¹。また、刑法 96 条の 6 第 1 項は、公契約関係競売入札妨害罪として、「偽計又は威力を用いて、公の競売又は入札で契約を締結するためのものの公正を害すべき行為をした者は、3 年以下の懲役若しくは 250 万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。」と規定している。

そこで、以下、B 氏の行為が、両罪の構成要件である、入札の「公正を害すべき行為」といえるのかについて述べる。

上記のとおり、丙社が乙社と並んで甲社の再委託先として連携して試験実施業務に当たることが実現すれば、入札③において丙社が甲社と争う必要はなくなり、入札③については甲社が落札し、丙社は甲社との競争を回避して従前から受託していた業務のうち少なくとも会場運営に係る部分を継続して受託することができるという意味では、B 氏の行為により入札の競争性を害する結果が生じ得る面があったことは否定しがたい。他方、上記のとおり、丙社の取締役は、2022 年の入札①において初めて IPA から試験実施業務を受託する前から同じような考えを B 氏に伝え、これが B 氏から甲社の担当者に伝えられていたものの、甲社はこれに全く応じていなかった。B 氏は、2025 年 1 月 29 日にあらためて丙社の

²⁹ 官製談合防止法及び公契約関係競売入札妨害罪における「公正を害すべき行為」は、いずれも、入札等が公正に行われていることに対し、客観的に疑問を抱かせる行為ないしその公正に正当でない影響を与える行為をいい、公正を害すべき行為があれば足り、現実に入札の公正が害する必要はないとしている(大塚仁ほか編『大コンメンタル刑法第 6 卷(第 3 版)』252 頁〔高崎秀雄〕(青林書院、2015)、大原義宏「『入札談合等関与行為の排除及び防止に関する法律の一部を改正する法律』について」警察学論集 60 卷 3 号 44 頁、52 頁(2007)、神渡史仁「判批」研修 878 号 15 頁、40 頁(2021))。

³⁰ 本報告書に記載した事象は、いずれも、2025 年 6 月 1 日に施行された刑法等の一部を改正する法律により懲役及び禁錮が廃止され、拘禁刑が創設される前のものであるため、「懲役」と表記している。

³¹ 「国等」とは、「国、地方公共団体又は特定法人」を指し、「特定法人」とは、「国又は地方公共団体が資本金の二分の一以上を出資している法人」を指すところ(官製談合防止法 8 条、2 条 4 項、2 条 2 項 1 号)、IPA はこれに該当する。したがって、IPA が行う入札には官製談合防止法 8 条が適用される。

取締役から同旨の話をされて甲社にこれを伝達したが、その時点で、近く入札③が行われることは甲社及び乙社において認識されており、甲社及び乙社が、入札③までの短い期間で、丙社の意向に応じるということは、客観的に考えがたい状況であった。現に、丙社の取締役は、当調査会のヒアリングにおいて、上記連携を入札③までに実現することは困難であったと認識していた旨を述べており、B 氏も、入札③での実現が難しくてもその後乙社と丙社が連携できればよいと考えていた旨を述べている。また、当調査会のヒアリングにおいて、甲社の担当者は、甲社は乙社と試験実施について協業する関係にあり、それに反する形で甲社が丙社と組む可能性は全くなかったと述べている。さらに、当調査会において実施した IPA 関係者のヒアリングやデータフォレンジックの結果、B 氏が、丙社が乙社と並んで甲社の再委託先になりたいと考えている旨を IPA 内で共有した事実は認められないこと、B 氏が IPA 退職後の丙社への再就職など何らかの見返りを約束された事実は認められず、B 氏の話を受けた甲社が「応じられない。」旨答えたのに対し、B 氏がそれ以上に「応じなければ入札において不利になる。」旨告げるなど更なる働きかけをしていないこと、丙社が後述のとおり入札③において確実な落札を期して価格を低く設定して応札しており、結果として入札の競争性が害されたとはいえないことからすれば、B 氏の行為について、客観的に見て入札の公正性に影響を与える得る行為であり、入札の「公正を害すべき行為」であるとして、官製談合防止法違反や公契約関係競売入札妨害といった罪が成立すると断ずるには至らないところである。

以上のとおり、B 氏の行為は、入札③の公正性に影響を与えるものであったとは認められない。ただし、B 氏が、乙社と連携して甲社の再委託先になりたいとの丙社の意向をそのまま甲社に伝えたことは、入札③で甲社と丙社が争うことになると見込まれていた状況において、丙社に、従前から受託していた業務のうち少なくとも試験運営に係る部分を競争することなく引き続き受託させようとの意図によるものであったとの疑念を抱かれかねないものであり、明らかに軽率で不適切な行為であった。

なお、上記第 4 の 2(11)記載のとおり、IPA のマニュアルにおいては、外部の業者等が IPA の職員に対し下請け事業者の選定について元請け事業者に対する働きかけを要求するなど、特定の者への便宜供与や情報提供を要求する行為等（「働きかけ」）があったときは、応じられない旨及び上長に報告する旨回答するとともに、速やかに上長に報告することとされており、B 氏の行為は、これに反するものでもあった。

(イ) 2025 年 3 月 25 日の会食

上記のとおり、B 氏は、2025 年 3 月 25 日に開催された会食で丙社の負担で飲食をしており、また、丙社の提案を受けて丙社が甲社の再委託先になることができないかを甲社に打診した事実はあったが、それ以外に、B 氏が丙社を殊更有利にするために便宜を図った事実は認められない。また、B 氏は丙社の提案を受けて丙社が甲社の再委託先になれないか協議することを打診したもの、甲社はこれを受け入れておらず、入札に当たって丙社

が有利に扱われたという結果は発生していない。

以上のとおり、B 氏が丙社の主催する会食に参加し、丙社の負担で飲食をしたことで、丙社を殊更有利に扱った事実は確認されていない。

しかし、本件は、丙社が、みなし公務員に該当する IPA の職員であった B 氏に対し、飲食費を負担した事案であり、以下のとおり、B 氏及び丙社の行為が、刑法上の贈収賄の罪に該当する可能性が問題になる。また、IPA は、倫理規程で、利害関係者から接待を受けることなどを禁じており、B 氏の行為がこれに抵触するのではないかも問題になる。この点についても、B 氏個人の罪責等を明らかにすることは当調査会の役割ではないと考えるが、調査の結果判明した事実の範囲で考えられるところを述べておくこととする。

まず、刑法上の贈収賄の規定は、収賄側の行為について、公務員が、その「職務に関し」て「賄賂」を收受したとき、又はその要求若しくは約束をしたとき(単純収賄罪、刑法 197 条 1 項前段)などを处罚の対象³²としており、贈賄側の行為としては、上記賄賂の供与、又はその申込み若しくは約束を处罚の対象としている(贈賄罪、刑法 198 条)。ここで、「賄賂」とは、公務員の職務に対する不法な報酬としての利益をいうところ、利益の供与が社交的な儀礼の範囲内にとどまる場合には、これに該当しないとされている。そして、社交的儀礼の範囲内にとどまるか否かについては、その財物の種類、程度、時期、趣旨、人的関係その他の諸条件を斟酌して判断するとされている。また、「職務に関し」とは、本来の職務行為に加えて、本来の職務行為以外の行為であって職務と密接に関連する行為をも含むものとされている³³。

以上を本件についてみると、以下のとおり、丙社側が B 氏の会食を開催し、その飲食代金を負担したことを、職務に関し賄賂を供与したものと評価することはできない。すなわち、たしかに、B 氏は、IPA において長年にわたって試験実施業務に関与し、試験部の部長を務めた人物であったものの、2020 年 2 月をもってその役職を退き、シニアエキスパートの立場についてからは、情報処理技術者試験の問題作成のみを担当するようになり、基本的に³⁴IPA が実施する試験実施業務に係る調達に関与することはなかった。丙社側においても、B 氏が調達の担当者として影響力を有しているとは考えておらず、上記のとおり丙社の取締役が年末年始に挨拶に行った際に試験業界に関する一般的な意見交換をし、また、2024 年の暑気払い(費用は各自負担)のほかは会食もないという程度の関係であったと認められる。さらに、丙社側が B 氏の飲食代金を負担したのは、2025 年 3 月末をもって IPA を

³² 収賄に関する規定として、単純収賄罪のほか、①公務員が、その担当すべき職務に関し、請託(ある行為をすることの依頼を受け、承諾したこと)を受けて賄賂を收受したとき、又はその要求若しくは約束をしたとき(受託収賄罪、刑法 197 条 1 項後段)、②公務員が、その職務上不正な行為をしたこと又は相当の行為をしなかったことに関し、賄賂を收受したとき、又はその要求若しくは約束をしたとき(加重収賄罪、刑法 197 条の 3 第 2 項など)がある。

³³ 大塚仁ほか編『大コンメンタール刑法第 10 卷(第 3 版)』45-50 頁、65-67 頁、71-78 頁〔古田佑紀=渡辺咲子〕(青林書院、2021)

³⁴ ただし、上記第 5 の 1(2)エ記載のとおり、2022 年 1 月に入札①について A 氏や丙社とメールのやりとりをしたことなどが確認されている。

退職することとなるB氏を送別する趣旨であり、B氏の飲食代金は1万500円と高額とまではいえず、B氏はIPAを退職後は都内から離れた場所で生活する予定であって、試験業界に関連する仕事をする予定はなく、丙社と関わることが見込まれていなかつたことも踏まえると、それまで丙社の取締役と年始の挨拶で意見交換をするなどの関係にあったB氏を送別する以上に、上記依頼の見返りなどの趣旨が込められていたと認めることはできない³⁵。

以上のことおりであり、丙社側がB氏との会食を開催し、その飲食代金を負担したことは、あくまで送別会という社交儀礼の範囲内にとどまり、B氏の職務に関し賄賂を供与したものと認めるには至らない。

次に、倫理規程についてみると、B氏が所属していたIPAにおいては、国家公務員と同様、上記の贈収賄に該当しない行為であっても、その職務の公正性に疑念を抱かれることがないよう、独立行政法人情報処理推進機構倫理規程において、利害関係者から金品の贈与や接待を受けることを禁止する旨などが定められている。より具体的には、同規程4条1項は、役職員等が職務として携わる事務の区分ごとに、どのような者が「利害関係者」に該当するかを定めている(同規程4条1項)。B氏は、2020年2月末に定年により試験部の部長を退くまでは、「機構の支出若しくは収入の原因となる契約に関する事務」に携わる役職員等に該当し、試験実施業務の委託先又は委託のための契約の申込みをし、若しくはしようとしている業者は「これらの契約を締結している事業者等、これらの契約の申込みをしている事業者等及びこれらの契約の申込みをしようとしていることが明らかである事業者等」であり、利害関係者に該当していた(同規程4条1項1号)。そして、IPAの役職員等は、利害関係者から金銭、物品又は不動産の贈与を受けること(同規程5条1項1号)、供応接待を受けること(同項6号)、利害関係者と共に飲食をすること(同項7号)などを行つてはならないとされている³⁶。

³⁵ 丙社の取締役は、入札③を控えた時期に乙社と連携して甲社の再委託先になりたいとの話をB氏にしているが、これは、上記のことおり、2022年の入札①以前からしていた話の延長であって、丙社の取締役もB氏も、必ずしも入札③での実現を考えていたものではなかった。そうすると、丙社の取締役は、入札③において丙社が従前から受託していた業務を引き続き受託することができるよう取り計らうことをB氏に依頼したのではなく、甲社との接点がなかった丙社が、B氏が甲社との接点を持っていることに着目して、甲社の再委託先になることができるよう中長期的な交渉をするための橋渡し役をすることを依頼したのであって、依頼の相手方は、IPAの職員でなかったとしても甲社との接点がある者であれば足りていたとも考えられる。そうだとすれば、このような依頼がB氏の職務行為又はそれに密接に関連するものであるといえるかについても疑問の余地がある。

³⁶ 利害関係者との飲食であっても、多数の者が出席する立食パーティーにおいて、利害関係者から飲食物の提供を受け、又は利害関係者と共に飲食をすること(倫理規程5条2号6号)、利害関係者と共に自己の費用を負担して飲食をすること(ただし、職務として出席した会議その他の打合せのための会合の際ににおける簡素な飲食(夜間におけるものに限る。)以外の飲食については、倫理監督者が公正な職務の執行に対する国民の疑惑や不信を招くおそれがないと認めて許可したものに限る。同項8号。)などについては、例外的に認められている。なお、私的な関係(役職員等としての身分にかかわらない関係をいう。)がある者であって利害関係者に該当するものとの間においては、職務上の利害関係の状況、私的な関係の経緯及び現在の状況並びにその行おうとする行為の態様等に鑑み、公正な職務の執行に対する国民の疑惑や不信を招くおそれないと認められる場合に限り、許されるとされている(同規程6条1項)。丙社によるB氏の送別会は、これらの例外には該当しない。

ただし、B 氏は、2020 年 3 月以降はシニアエキスパートの立場にあり、基本的に試験実施業務に係る調達には関与していなかった。倫理規程は、役職員等に異動があった場合において、当該異動前の役職に係る当該役職員等の利害関係者が、異動後引き続き当該役職に係る他の役職員等の利害関係者であるときは、当該他の役職員等の利害関係者は、当該異動の日から起算して 3 年間は、当該役職員等の利害関係者であるものとみなされると規定している(同規程 4 条 3 項)。B 氏は、試験部の部長を退き、上記第 5 の 1(2)エ記載のとおり入札①の仕様について A 氏に指摘をするなどしてから 3 年以上を経過しており、その後調達に関与していなければ、2025 年 3 月 25 日の送別会の時点では、丙社は B 氏の利害関係者に該当しないと評価できる。

したがって、B 氏の行動は、同規程 5 条には違反しないと評価できるものの、入札③の期間中に入札予定者であった丙社と飲食を共にし、丙社の負担で飲食したことは軽率で不適切な行為であった。

また、倫理規程との関係は、2024 年夏頃に開催された会食についても問題になるため、ここで言及しておく。会食に出席した B 氏及びもう 1 名の職員は、自身の飲食代金を各自支払っているところ、B 氏は、上記のとおり試験部の部長を退いてから 3 年以上を経過しており、その後調達に関与していなければ、この会食の時点で、丙社は B 氏の利害関係者に該当しないと評価できる。しかし、調査の結果、上記第 5 の 1(2)エ記載のとおり、B 氏が 2022 年 1 月 20 日に入札①について A 氏に指摘をするなどしていること、及び、同月 28 日に、丙社の取締役が、B 氏ほか 1 名の IPA の職員に対し、入札①の準備のために丙社と IPA の間で重ねてきた打合せが一段落したことについて感謝の意を表したものと認められるメールを送信し、B 氏がこれに返信していることが確認されている。このように、B 氏が、2022 年 1 月の時点で入札①に関与していたことを考慮すると、2024 年夏の会食の時点では未だ調達に関与しなくなつてから 3 年を経過しておらず、B 氏から見て丙社は利害関係者に該当することになる。また、会食に出席したもう 1 名の職員は、2024 年夏頃の会食の時点では試験実施業務に係る調達に関与していなかったが、2023 年 7 月に試験部から別の部署に異動するまでは試験部作成グループのグループリーダーであり、作成グループは入札①や入札②に関与していた。この会食の時点ではこの職員が試験部から異動した後 3 年を経過してはいなかつたから、丙社は B 氏らの利害関係者に該当する³⁷。したがって、B 氏及びこの職員が会食に参加したことは、利害関係者と共に飲食をすることを禁じる倫理規程 5 条 1 項 7 号に違反していたと評価せざるを得ない。

(ウ) 入札価格

予定価格については、開札まで厳重に管理されており、当調査会によるヒアリング及びデータフォレンジックの結果からしても、漏洩していたとは認められない。低入札価格調

³⁷ この会食について、倫理規程が定める例外事由に該当していたとは認められない。

査の基準は入札説明書 13 条に記載があり、また、予定価格が参考見積などを参考にして決められることは、入札に参加した経験のある業者であれば容易に認識し得ることと思われ、入札③においては、甲社及び丙社が提出した参考見積額と予定価格との間に大きな乖離はないから、丙社が自社の参考見積額をもとに低入札価格(その者の申込みに係る価格が 10 分の 6 を予定価格に乗じて得た額)にならないよう入札価格を設定することは可能であったと考えられる。したがって、そもそも低入札価格に近い金額であることのみをもって予定価格が漏れていたと断ずることはできない。

また、丙社関係者のヒアリングの結果、入札③において丙社が低廉な価格で応札したのは、落札を確実なものとするため、価格点で優位に立つべく、利益を確保できる範囲で、あえて参考見積額より大幅な低価格を提示する戦略をとったためであったと認められる。

以上のように、丙社の落札価格が低廉であったのは丙社の戦略によるものであり、予定価格が漏洩していたことによるものであったとは認められない。

また、丙社の落札価格について、IPA 専用システムを納品するための開発費を適切に見積もっていない価格ではないかとの疑義も呈されているが、IPA の入札の仕組みにおいては、入札価格は開札の時点まで開封して確認することではなく、低入札価格調査になるような低価格でなければ、その積算根拠を逐一確認することとはされていない。これは、仮に落札者が負担する費用が価格に積算されていなくとも、それによって利益を得られないリスクを負うのは落札者であって、IPA にリスクがないためである。すなわち、IPAにおいては、落札価格が安価に過ぎ、落札者が仕様どおりに業務を遂行するか否かが疑わしいといえる事情があるのでない限り、そもそも落札者が負担する費用が落札価格に正しく積算されているかは問題としていない。したがって、この点に関する疑義はそもそも目的を射ていないものと思われる。

4 小括

以上のとおり、入札①、入札②及び入札③について外部から疑義が呈されている点については、いずれも、IPA において殊更丙社を有利にする行為が行われたとは認められない。

また、個別の入札に係る疑義とは別に、①B 氏が 2022 年から丙社と密接な関係にあったのではないか、②B 氏のみならず、IPA 組織ぐるみで丙社との関係があったのではないか、との疑義が呈されているが、以下のとおり、そのような関係があったとは認められない。

①については、上記のとおり入札①及び入札②について疑義があることを根拠に、これらが行われた 2022 年以降の B 氏と丙社との関係を疑うものにすぎない。入札①、入札②及び入札③について上記で認定した以外に、2022 年以降 B 氏が丙社と不適切と評価されるような関係にあったとは認められない。

②については、入札①、入札②及び入札③において B 氏以外の IPA 職員が関与していたことを根拠に組織ぐるみでの丙社との癒着を疑うものであるが、上記のとおりこれらの入

札において IPA が丙社を殊更有利にする行為をしたとは認められず、そのような癒着があったとは認められない。

ただし、入札①、入札②及び入札③において、IPA の職員の行為に慎重さを欠いた行為があつたことや、入札の手続において配慮が不十分な点があつたことについては、上記で指摘したとおりである。

第6 当調査会の提言

以下、当調査会として、本件調査の結果判明した事実等を踏まえた、IPA がより良い業務を行うための提言について述べる。

1 外部業者との付き合い方について

今般、入札について外部から疑義を呈されることとなつたきっかけは、入札③を前にして、B 氏が、丙社の取締役の話を受けて、乙社と連携して甲社の再委託先として業務に当たりたいとの意向を甲社の担当者に伝え、これが甲社の担当者から乙社の担当者に伝えられたことであった。これまで指摘したとおり、この丙社の取締役からの働きかけは、IPA のマニュアルにおいて、「応じられない。」旨及び「上長に報告する。」旨回答し、上長に報告すべきとされているものであったが、B 氏は、マニュアルどおりの対応を取らなかつた。その背景には、B 氏が、実際に丙社が乙社と連携することができれば、両社が持つ試験会場を情報処理技術者試験に利用することができ、利用者の利便性の向上につながると考えたこと、その一方で、入札③において丙社の意向を実現することは、入札③において想定されていた甲社と丙社との競争が行われなくなり、丙社が従前から受託している業務のうち会場運営に係る部分を引き続き受託することができるることを意味することについての認識が希薄であったことが挙げられる。このように、特定の業者による働きかけを受け入れることが業務をより適正に遂行することになると見たとしても、それが適正な調達の遂行に優先することはない旨は、IPA において行われている独占禁止法や官製談合防止に係る研修においても言及されているところであるが、今般外部から疑義が呈されたことを受けて、あらためて IPA 内部において職員に周知し、こうした働きかけには応じないよう徹底することが望まれる。

また、このような疑義に拍車をかけたのは、B 氏が丙社の主催する送別会に出席し、丙社の負担で飲食したことであった。この点、当調査会においてヒアリングを実施した IPA の関係者は、B 氏も含め、いずれも、試験実施業務を委託している丙社の関係者と飲食を共にすることが倫理規程との関係で望ましくないことは認識していた。しかし、B 氏は、退職を間際に控えていたことなどから「まあ、いいか。」などと考え、丙社の誘いに応じ、丙社の負担で飲食をした。2024 年夏頃にやはり丙社の提案で開催された「暑気払い」についても、招かれたのは当時シニアエキスパートの立場にあった B 氏と試験部以外の部署

に勤務していた職員であり、やはり、その時点で試験実施業務に係る調達に関与していなかったことから気を緩めたものと考えられる。普段は倫理規程について意識することができていても、異動や退職を間近に控えた時期や異動・退職の後にこのように疑念を招きかねない行動をしないよう、異動・退職の直前に、あらためて、利害関係者との付き合い方や、倫理規程において求められる報告等について、職員に周知徹底しておくことが望ましい。

2 技術審査等における手続の遵守について

入札①においては、審査員ではない試験部の副部長が、審査員による合議に当たり、自ら付した評価点を開示するとともに、合議において発言し、一定の影響を与えていた可能性がある。IPA のマニュアルには、技術審査の客観性・透明性・公正性を担保するため、審査員には外部の者を含めること、審査結果は事後的・対外的に説明できるように記録しておくことなどが記載されている。それにもかかわらず、審査員より上位の役職にある職員が審査員の合議において意見を述べるなどすることは、審査員が上位者に忖度して審査結果をゆがめるおそれのある行為であり、また、たとえ審査員間の自由な議論を阻害することがなくとも、外部から疑念を持たれることにつながりかねない。

入札①は、IPAにおいて前例のない IBT の導入に向けた実証実験等を内容とするものであり、より多くの者の知見を活用しようとすること自体は理解できるところであるが、こと入札の手続においては、客観性・透明性・公正性に疑念を招かないような運用が行われることが望ましい。審査における審査員以外の者の関与の在り方等について、ルールを明確化すべき点がないかの検討や、職員に周知徹底をすることが望まれる。

3 参考見積の微取・予定価格設定の際の IPA 各部・業者間の情報共有について

(1) 参考見積に仕様との齟齬があった場合の対応について

特に入札①においては、乙社の参考見積額を恣意的に引き上げたのではないか、との疑惑が呈されたところであるが、その要因は、上記のとおり、試験部において参考見積を微取して精査し、予定価格の設定のため財務部に回付し、財務部においてもこれを精査するという一連のプロセスにおいて、参考見積について仕様に適合していない点があると認識されたにもかかわらず、そのことが乙社に適切に伝えられていなかった点にある。同様のことは、丙社の参考見積についても生じていた。そして、このような認識の齟齬は、例えば財務部が参考見積を精査した結果参考見積額を下方修正する方向に再計算し、それをもとに予定価格を設定した場合に、当該参考見積を提出していた業者がそのことを認識せず、予定価格を上回る価格で応札し、失格となることにつながりかねない。さらに、入札①においては、試験部と財務部の意思疎通が十分でなかったことにより、予定価格の設定

に当たって参考された参考見積が適切に算定されたものとはいいがたいことが看過されていた。

以上を踏まえ、IPAにおいては、今後は、参考見積について仕様に適合していない点を把握した場合に、財務部、試験部、業者間の認識の齟齬に対して、どのように対応を行うのか、予定価格の秘匿性等も踏まえつつ、検討することが望ましい(例えば、認識の齟齬を当該参考見積を提出した業者に伝える、参考見積がどのような経緯で微取されたものであるかや、仕様との齟齬がないかについて、試験部と財務部で十分な意思疎通を図るなどの措置についても検討する、これらのやりとりに当たってはメールなど記録の残る方法をとる、といったことが考えられる。)。

(2) 参考見積額・予算額の情報管理について

本件調査の過程で、入札に先立って予算額を設定するに当たり役員会の承認を得た際の資料が、IPAの職員であれば誰でもアクセスすることができるサーバーに保存されていたことが判明した。当該資料の中には、予算額を設定する際に参照した各業者の参考見積額が記載されたものも存在した。本件においてこれらの情報が乙社・丙社など外部に漏洩された事実は確認されていないが、予算額や各社の参考見積額は入札の予定価格を推知させ得る情報であるから、漏洩を疑われることのないよう、業務上必要な者以外はアクセスできないよう管理することが望ましい。

以上